COSMOS
PROFESSIONALS OF SAFETY ENGINEERING

コスモス ニュースレター EMC & 安全

Cosmos Newsletter on EMC & Safety

発行日 2025-08-01　　No. 177

株式会社 コスモス・コーポレイション Cosmos Corporation
〒515-1104 三重県松阪市桂瀬町 718 番地-1　　https://www.safetyweb.co.jp/

記事の配列は、概ね、国際規格を最初におき、米、欧、オセアニア、アジアの順です。

コスモス ニュースレター EMC &安全　　目次

エグゼクティブサマリー Executive Summary 2
韓国: 制度解説: 「放送通信機資材等の適合性評価制度」(3/3) 3

IEC: 新規格リスト 8
ISO: 新規格リスト 11
国際テーマ: UNECE: 緊急車線維持システムの新規則と自動運転データ保存ガイダンスを採択 12
国際テーマ: Nemko Korea、韓国初のインドネシア通信機器証明の試験所認定を取得 13
国際テーマ: アンゴラでの通信機器の要求事項の強化 14
国際テーマ: エジプトのエネルギー効率ラベルに関する試験 15
国際テーマ: その他のアフリカ関連ニュース 16
国際テーマ: コスモス・ニュースから各国認証関連情報を再掲 16

USA: FCC: KDB: U-NII 6 GHz デバイスの証明を取得するための要求事項 17
USA: FCC: FCC の工学技術室と宇宙局、T-Mobile 社と SpaceX 社要請の適用免除を許可 18
USA: FCC: 外国敵対勢力の支配に関する透明性の促進による米国の通信ネットワークの保護 19
USA: DOE: 省エネプログラム: 最近の連邦官報による通知 19
USA: ANSI/UL: 新規格リスト 20
USA: IEEE: 新規格リスト 21
カナダ: ISED: 無線標準仕様 RSS-193 第 1 版発行 21

EU: 低電圧指令の整合規格情報 ― EU 官報で実施決定 3 件が公示 23
EU: スマートフォンとタブレットの耐久性などに関する新しい EU 規則の適用開始 25
UK: 医療機器規制の大規模な初の見直しがグレートブリテン全域で施行 26
EU: CENELEC: 新規格リスト 28
EU: ETSI: 新規格リスト 30
オーストラリア: AS/NZS 新規格リスト 31

中国: CNCA:「製品カーボンフットプリントラベル認証パイロット認証目録(第 1 次)」発行 33
中国: CQC: 電動物干し機の安全性・EMC 及び性能関連の認証実施規則の改訂通知 34
中国: CQC: 蓄電用リチウム電池及び電池パックの安全認証業務の開始に関する通知 34
中国: CQC: 電動式のバランスカーとキックボード用リチウムイオン電池及び電池パックの認証における新版規格と実施規則の実施に関する通知 35
中国: 新規格リスト 36
台湾: BSMI: 「玩具製品検査業務規定」が改正 38
台湾: 新規格リスト 38
韓国: RRA: 電磁波吸収率測定基準の一部改正(案)行政予告 39
韓国: RRA: 「放送通信機材等の適合性評価に関する告示」一部改正（案）行政予告 40
韓国: KS 新規格リスト 41

総務省: 情報通信審議会　情報通信技術分科会　電波有効利用委員会（第 4 回）会議資料 42
総務省: 令和 6 年度無線設備試買テスト取りまとめの公表 42
経済産業省: 電気用品安全法の技術基準解釈見直しアクションシートの公表について 43
経済産業省: 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達（案）に対する意見募集について: 別表第十二関連 44

ちょっといっぷく~小クイズコーナー　韓国の放送通信技術基準 18
コスモス・コーポレイションからのご案内: 塩水噴霧試験のご案内 22
社長の独り言 45

韓国: 制度解説: 「放送通信機資材等の適合性評価制度」(3/3)

・ 韓国国立電波研究院のページから、適合性評価制度の概要をお伝えする。(全 3 回中第 3 回)

A 適合性評価制度

A-1 適合性評価制度の概要

「A-1-4 適合性評価免除対象機資材」が説明される。

B 放送通信技術基準

「B-1 技術基準概要

B-1-1 技術基準とは?、B-1-2 分野別技術基準内容、B-1-3 技術基準の現状」が説明される。

国際テーマ: UNECE: 緊急車線維持システムの新規則と自動運転に関するデータ保存ガイダンスを採択

・ 国連欧州経済委員会(UNECE)の車両規則調和世界フォーラム(WP.29)は、緊急車線維持システム(ELKS)に関する新規則と、自動運転データ保存に関するガイダンスを採択した。ELKS は、意図しない車線逸脱を検知し、警告や自動修正で事故を防ぐ支援システムであり、2026 年 2 月に発効予定である。また、自動運転時の安全関連イベントを記録するデータ保存システム(DSSAD)の指針も示され、関係機関が容易にアクセスできる形式でのデータ保存が求められる。加えて、ペダル踏み間違いによる急加速を防ぐ規則の改正が採択された。

EU: 低電圧指令の整合規格情報 ― EU 官報で実施決定 3 件が公示

・ 欧州連合官報にて、低電圧指令の整合規格に関する実施決定 3 件が公示された。関連する規格は、EN 60335-1、EN 60335-2-14、EN 60335-2-27、EN 60335-2-60、EN 50214、EN 50260。

EU: スマートフォンとタブレットの耐久性、エネルギー効率、修理可能性に関する新しい EU 規則の適用開始

・ EU は 2025 年 6 月 20 日より、スマートフォンやタブレット等(フレキシブルな主画面を有するものを除く)に対し、耐久性・エネルギー効率・修理可能性を高める新たなエコデザイン規則とエネルギーラベリング規則の適用を開始した。2030 年までに 2.2 テラワット時の電力削減と 200 億ユーロの消費者支出削減が見込まれる。製品には落下や水への耐性、耐久バッテリ、修理用部品の供給義務、OS 更新の長期提供などが求められ、修理可能性スコアの表示も義務付けられた。これにより、持続可能な製品利用と循環型経済の推進が期待される。

経済産業省: 電気用品安全法の技術基準解釈見直しアクションシートの公表について

・ 日本特有の基準を「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について(通達)」別表第 1 から別表第 11 に示した上で、別表第 12 に整合規格として JIS 等公的規格を積極的に採用し、整合規格が整備された分野から別表第 12 への一本化が進められてきた。この中で、JIS 等公的規格の整備が進まず整合規格が採用できない等の課題が顕在化したことから、「いつ」「誰が」「何をする」かを整理したアクションシートが取りまとめられた。

韓国: 制度解説: 「放送通信機資材等の適合性評価制度」(3/3)

Summary
国立電波研究院のページから、適合性評価制度の概要をお伝えする。(全 3 回中第 3 回)

A　　適合性評価制度

A-1　適合性評価制度の概要

放送通信機資材等の適合性評価制度は、電波法第 58 条の 2 に基づき施行しており、**適合認証、適合登録、自己適合確認、暫定認証の 4 つ**に区分される。放送通信機資材等を製造又は販売又は輸入しようとする者は、適合認証、適合登録、自己適合確認又は暫定認証のうち該当する事項の適合性評価を受けなければならない。

「A-1-1　放送通信機資材等の適合性評価表示基準及び方法（第 26 条関連）[別表 5]」では、適合性評価表示基準、表示方法、及び、電子的表示（e-labelling）方法及び手順が説明される。
その他、「適合性評価の区分」、「適合性評価別具備すべき書類」、及び「適合性評価免除対象機資材」が説明される。

B　　放送通信技術基準では、
「B-1　技術基準概要」「B-1-2　　分野別技術基準内容」が説明される。

本稿は、国立電波研究院のホームページにおける放送通信機資材等の適合性評価制度情報(https://www.rra.go.kr/ko/license/A_a_about.do)に基づきます。その情報を google 翻訳したものをもとに前編集人が必要な誤り訂正を加え、より正しい内容に変更しようとしたものです。誤りがあればご指摘いただきたくお願いいたします。

訳語対応表

방송통신기기	放送通信機器
기자재	機資材
적합인증	適合認証
적합등록	適合登録
자기적합확인	自己適合確認
잠정인증	暫定認証
적합성평가	適合性評価
신청자	申請者
사용자설명서	使用者説明書
자기적합확인 선언서	自己適合確認宣言書
요구조건	要件（要求条件）
구비	具備すべき(必要な)

A-1-4 適合性評価免除対象機資材

電波法第 58 条の 3 第 1 項第 1 号による適合性評価免除対象機資材

免除対象機資材	免除数量	免除内容
가(カ). 適合性評価のための試験、製品の品質・性能検査などに使用するための機資材	10 台	法第 58 条の 2 第 2 項・第 3 項による**適合認証**及び**適合登録**
나(ナ). 製品及び放送通信サービスの研究及び技術開発等に使用するための機資材	1500 台	
다(ダ). 販売を目的とせずに新製品の広報などのための展示会などに陳列するための機資材	科学技術情報通信部長官が認める数量	
라(ラ). 販売を目的とせず、国際会議や国際競技大会などに直接使用するための機資材	科学技術情報通信部長官が認める数量	
마(マ). 販売を目的とせず、国内市場調査を目的に輸入する見本品用機材	3 台	
바(パ). 外国の技術者が国内産業等の必要に応じて一定期間内に搬出する条件で搬入する機資材	科学技術情報通信部長官が認める数量	
사(サ). 適合性評価を受けた機資材のメンテナンス・メンテナンスのために製造または輸入される同一の部品または部品	科学技術情報通信部長官が認める数量	
아(ア). 軍用に使用する目的で製造または輸入する機資材	科学技術情報通信部長官が認める数量	
자(ジャ). 個人が使用する目的で搬入する機資材。ただし、搬入日から 1 年以内に販売する場合は除く	1 台	
차(チャ). 「情報通信振興及び融合活性化等に関する特別法」第 38 条の 2 及び「産業融合促進法」第 10 条の 3 により実証のための規制特例が付与された機資材	科学技術情報通信部長官が認める数量	
카(コ). その他、電波環境及び放送通信環境への影響などを考慮して適合性評価の免除が必要であると科学技術情報通信部長官が認めて告示する機資材	科学技術情報通信部長官が認める数量	

電波法第 58 条の 3 第 1 項第 2 号による適合性評価免除対象機資材

免除対象機資材	免除数量	免除内容
가(カ). 国内で製造して外国に全量輸出する目的で製造する機資材	制限なし	法第 58 条の 2 第 2 項・第 3 項による**適合認証**及び**適合登録**
나(ナ). 外国に再輸出したり外国に納品する目的で国内搬入する機資材	科学技術情報通信部長官が認める数量	
다(ダ). 外国に輸出した製品であって、修理又は補修のために搬出を条件として国内に搬入される機資材	科学技術情報通信部長官が認める数量	
라(ラ). 国外でのみ使用する目的で製造または輸入する機資材	科学技術情報通信部長官が認める数量	

電波法第 58 条の 3 第 1 項第 3 号による適合性評価免除対象機資材

免除対象機資材	免除数量	免除内容
가(カ). 法第 58 条の 2 第 7 項による**暫定認証**を要請した者が当該機資材に対する法第 58 条の 5 による指定試験機関の試験結果を提出し、同条第 8 項による適合性評価を受けた場合、**暫定認証**のための技術基準と適合性評価基準の両方が同じ機資材	制限なし	法第 58 条の 2 第 2 項・第 3 項による**適合認証**及び**適合登録**
나(ナ). 法第 58 条の 2 第 7 項の規定による**暫定認証**を要請した者が当該機資材に対する法第 58 条の 5 による指定試験機関の試験結果を提出し、同条第 8 項による適合性評価を受けた場合、**暫定認証**のための技術基準と適合性評価基準が一部同じ機資材	**暫定認証**のための技術基準と適合性評価基準が同じ機資材の数量	**暫定認証**を受けるときと適合性評価を受けるときの評価基準が一部同じ場合、該当適合性評価基準に対する試験

電波法第 58 条の 3 第 1 項第 4 号による適合性評価免除対象機資材

免除対象機資材	免除数量	免除内容
法第 58 条の 3 第 1 項第 4 号の各目に該当する機資材として関係法令により電磁波障害及び電磁波からの保護に関する適合性評価を受けた場合に当該適合性評価基準が法第 47 条の 3 第 1 項及び第 67 条の 2 の規定による電磁波適合基準で定められた許容基準と同じかそれ以上である機資材	制限なし	法第 58 条の 2 第 3 項による**適合登録**

放送通信機資材等の適合性評価に関する告示（電波法第 58 条の 3 第 1 項第 1 号、施行令第 77 条の 7　　別表 6 の 2 第 1 項ネ目）

免除対象機資材	免除数量	免除内容
1. 外国に納品する目的で注文制作する船舶に設置するために輸入される機資材と外国から導入、賃貸、傭船契約した船舶又は航空機に設置された機資材等、又はこれを代置するための同一機種の機資材	科学技術情報通信部長官が認める数量	法第 58 条の 2 第 2 項・第 3 項による**適合認証**及び**適合登録**
2. 販売を目的とせず、本人自身が使用するために製作または組み立て又は搬入するアマチュア無線	科学技術情報通信部長官が認める数	

免除対象機資材	免除数量	免除内容
局用無線設備	量	
3. 適合性評価を受けたコンピュータ内蔵構成品［別表 1 第 11 号ヘ目 1）②］で組み立てたコンピュータ（ただし、別表 6 の消費者案内文を表示したものに限る）	制限なし	
4. 別表 1 第 11 号 ナ나目、タ다目、ラ라目、パ바目、サ사目 1）の機資材のうち、USB または乾電池(充電器含む)電源で動作するものであって、別表 6 の消費者案内文を表示して科学実習用(コーディング教育目的等)で使用される組立用品セット（ただし、無線送・受信用部品が含まれている場合には当該部品が適合性評価を受けた場合に限る）	制限なし	
5. 産業用機資材(アクセス制御がなされる限られた空間で使用する目的で製造又は輸入され、流通記録管理が可能な電波法第 58 条の 2 による**適合登録**機資材及び**自己適合確認**機資材又は**適合登録**手続きに従うことができる無線機資材に限る) 가(カ). アクセス制御が行われる制限された空間は入出入記録管理が可能で、許可された人員のみ入場が可能に制限した空間であること 나(ナ). 流通記録管理は免除を受けた機資材の免除承認番号、製品名、モデル名、製造番号、製造・輸入現況、販売・納品現況などの記録と証拠資料が免除された後も追跡可能であること	科学技術情報通信部長官が認める数量	法第 58 条の 2 第 3 項による**適合登録**及び同条第 4 項による**自己適合確認**

B 放送通信技術基準

B-1 技術基準概要

https://www.rra.go.kr/ko/license/B_a_info.do

업무안내業務案内			
A 적합성평가 제도 適合性評価制度	**B** **방송통신기술기준** 放送通信技術基準	국가표준 国家標準	전자파 흡수율개요 電磁波吸収率
A-1 적합성평가 제도 개요 適合性評価制度の概要	**B-1 기술기준개요** **技術基準概要**	국가표준개요 国家標準概要	전자파흡수율(SAR) 電磁波吸収率（SAR）の概要

B-1-1 技術基準とは？

放送通信機器を使用したいユーザは、国が定める認証や許可制度など、定められた行政手続きを通じて合法的に対象機器を運用することができる。このような人・許可制度のために放送通信機器に対する技術的条件を法律で定めたものを技術基準という。

B-1-2 分野別技術基準内容

区分	技術基準の説明	認証制度
有線分野	電話、モデムなど電気通信網に接続される設備に対する電気的、機械的有害を防止するための電気通信機器の技術的条件	適合性評価
無線分野	海上、航空など人命安全関連**適合認証**対象無線機器、及び国民の日常生活と密接な関連がある**適合登録**対象機器に関する技術的条件	
電磁波分野	携帯電話、電子機器など放送通信機資材から発生する不要な電磁波が放送通信サービスに及ぼす干渉および他機材の誤動作の誘発を防止し、当該機資材が外部電磁波に対する耐性を有するようにするための技術的要件 携帯電話、基地局、生活家電製品など日常生活の電磁波から人体を保護するための技術的要件	

B-1-3 技術基準の現状

区分		技術基準の説明	担当部署
有線		端末装置技術基準など 6 種	技術基準課（ネットワーク基準担当）
ワイヤレス	無線、放送	電気通信事業用 6 種	技術基準課（移動通信担当、電波基準担当、放送電波応用担当）
電磁波	EMC	電磁適合基準	電波環境安全課（電磁波適合担当）
	人体安全	電磁波吸収率測定基準など 3 種	電波環境安全課（電子波安全担当）

（終わり）

https://www.rra.go.kr/ko/license/A_a_about.do

Source: 韓国RRA

IEC: 新規格リスト

Just Published from 2025-06-21 up to 2025-07-20
COR: Corrigendum、CMV: Commented version、CSV: Consolidated version、**EXV:** extended version *、PAS: Publicly Available Specifications、PRV: Pre release version、RLV: Redline version、SER: Series
* https://webstore.iec.ch/Webstore/webstore.nsf/xpFAQ.xsp?OpenXPage&id=GFOT-AFJNWG
※PRV は期間限定での公開のため、アクセスできない場合がございます。予めご了承ください。

EMC 関連

規格番号	タイトル
CISPR 12:2025	**車両、小型船舶及び内燃機関－無線妨害特性－非車載型受信機の保護の限度値及び測定方法** **Vehicles, boats and devices with internal combustion engines or traction batteries – Radio disturbance characteristics – Limits and methods of measurement for the protection of off-board receivers**

EMC、安全 **SAFETY** 関連

規格番号	タイトル
IEC 60384-14:2023+AMD1:2025 CSV	電子機器に使用する固定コンデンサ－第 14 部: 品種別通則;固定電磁障害防止コンデンサ及び電源への接続 Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 14: Sectional specification - Fixed capacitors for electromagnetic interference suppression and connection to the supply mains
IEC 60384-14:2023/AMD1:2025	修正票 1－電子機器に使用する固定コンデンサ－第 14 部: 品種別通則;固定電磁障害防止コンデンサ及び電源への接続 Amendment 1 - Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 14: Sectional specification - Fixed capacitors for electromagnetic interference suppression and connection to the supply mains
IEC 60384-14-1:2025 PRV	電子機器に使用する固定コンデンサ－第 14-1 部: ブランク個別規格: 固定電磁障害防止コンデンサ及び電源への接続－評価水準 DZ Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 14-1: Blank detail specification - Fixed capacitors for electromagnetic interference suppression and connection to the supply mains - Assessment level DZ
IEC 60384-14-2:2025 PRV	電子機器に使用する固定コンデンサ－第 14-2 部: ブランク個別規格: 固定電磁障害防止コンデンサ及び電源への接続－安全試験のみ Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 14-2: Blank detail specification - Fixed capacitors for electromagnetic interference suppression and connection to the supply mains - Safety tests only
IEC 62840-2:2025	電気自動車の電池交換システム－第 2 部: 安全要件 Electric vehicle battery swap system - Part 2: Safety requirements
IEC 62840-2:2025 CMV	電気自動車の電池交換システム－第 2 部: 安全要件 Electric vehicle battery swap system - Part 2: Safety requirements

安全 **SAFETY** 関連

規格番号	タイトル
IEC 60079:2025 SER	爆発性雰囲気－すべての部 Explosive atmospheres - ALL PARTS
IEC 60079-19:2025	爆発性雰囲気－第 19 部: 機器の修理、オーバーホール及び再生利用 Explosive atmospheres - Part 19: Equipment repair, overhaul and reclamation
IEC 60079-25/AMD1:2025 PRV	修正票 1－爆発性雰囲気－第 25 部: 本質安全電気システム Amendment 1 - Explosive atmospheres - Part 25: Intrinsically safe electrical systems

規格番号	タイトル
IEC 60079-28:2025 PRV	爆発性雰囲気－第 28 部: 機器の保護及び光放射を用いる伝達システム Explosive atmospheres - Part 28: Protection of equipment and transmission systems using optical radiation
IEC 60079-29-0:2025 PRV	爆発性雰囲気－第 29-0 部: ガス検知器－一般要求事項並びに試験方法 Explosive atmospheres – Part 29-0: Gas detection equipment – General requirements and test methods
IEC 60112:2025	固体絶縁材料の保証及び比較トラッキング指数の測定方法 Method for the determination of the proof and the comparative tracking indices of solid insulating materials
IEC 60112:2025 CMV	固体絶縁材料の保証及び比較トラッキング指数の測定方法 Method for the determination of the proof and the comparative tracking indices of solid insulating materials
IEC 60335-2-13/AMD1:2025 PRV	修正票 1－家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-13 部: 深油揚げ器、フライパン及び類似機器の特定要求事項 Amendment 1 - Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-13: Particular requirements for deep fat fryers, frying pans and similar appliances
IEC 60335-2-48/AMD1:2025 PRV	修正票 1－家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-48 部: 業務用電気グリル及びトースターの特定要求事項 Amendment 1 - Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-48: Particular requirements for commercial electric grillers and toasters
IEC 60335-2-49/AMD1:2025 PRV	修正票 1－家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-49 部: 食品及び食器類を保温するための業務用電気機器の特定要求事項 Amendment 1 - Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-49: Particular requirements for commercial electric appliances for keeping food and crockery warm
IEC 60335-2-50/AMD1:2025 PRV	修正票 1－家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-50 部: 業務用電気蒸し器の特定要求事項 Amendment 1 - Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-50: Particular requirements for commercial electric bains-marie
IEC 60335-2-54/AMD1:2025 PRV	修正票 1－家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-54 部: 液体又は蒸気を使用する家庭用床洗浄機器の特定要求事項 Amendment 1 - Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-54: Particular requirements for surface-cleaning appliances for household use employing liquids or steam
IEC 60335-2-114:2022+AMD1:2025 CSV	家庭用及び類似の電気機器－安全性－第 2-114 部: パーソナル e トランスポーターの特定要件 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-114: Particular requirements for Personal-e-Transporters
IEC 60335-2-114:2022/AMD1:2025	修正票 1－家庭用及び類似の電気機器－安全性－第 2-114 部: パーソナル e トランスポーターの特定要件 Amendment 1 - Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-114: Particular requirements for Personal-e-Transporters
IEC 60364-7-712:2025 PRV	低電圧電気設備－第 7-712 部: 特殊設備又は場所の要求事項－太陽光発電(PV)システム Low voltage electrical installations - Part 7-712: Requirements for special installations or locations - Solar photovoltaic(PV) power supply installations
IEC 61225:2025 RLV	原子力発電所－計装, 制御及び電源システム－静的 DC 及び AC 無停電電源装置の要求事項 Nuclear power plants - Instrumentation, control and electrical power systems - Requirements for static uninterruptible DC and AC power supply systems

規格番号	タイトル
IEC 61225:2025	原子力発電所－計装，制御及び電源システム－静的 DC 及び AC 無停電電源装置の要求事項 Nuclear power plants - Instrumentation, control and electrical power systems - Requirements for static uninterruptible DC and AC power supply systems
IEC TR 61508-3-3:2025	電気･電子･プログラマブル電子安全関連系の機能安全－第 3-3 部: 安全関連システムにおけるオブジェクト指向のソフトウェア Functional safety of electrical/electronic/programmable electronic safety-related systems - Part 3-3: Object-oriented software in safety-related systems
IEC 62007-2:2025	光ファイバシステム用途での半導体光電気装置－第 2 部: 測定方法 Semiconductor optoelectronic devices for fibre optic system applications - Part 2: Measuring methods
IEC 62133-1:2025 PRV	アルカリや他の非酸性電解質を含有する二次電池及びバッテリー可搬用途で使用する可搬式密閉形二次電池及びそれらで製造するバッテリの安全要求事項－第 1 部: ニッケル系 Secondary cells and batteries containing alkaline or other non-acid electrolytes - Safety requirements for portable sealed secondary cells, and for batteries made from them, for use in portable applications - Part 1: Nickel systems
IEC 62841-4-3:2020+AMD1:2025 CSV	電動式手持ち形、可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第 4-3 部: 歩行者が制御するウォークビハインド芝刈り機の特定要求事項 Electric motor-operated hand-held tools, transportable tools and lawn and garden machinery - Safety - Part 4-3: Particular requirements for pedestrian controlled walk-behind lawnmowers
IEC 62841-4-3:2020/AMD1:2025	修正票 1－電動式手持ち形、可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第 4-3 部:歩行者が制御するウォークビハインド芝刈り機の特定要求事項 Amendment 1 - Electric motor-operated hand-held tools, transportable tools and lawn and garden machinery - Safety - Part 4-3: Particular requirements for pedestrian controlled walk-behind lawnmowers
IEC 62909-1:2025	双方向性グリッド接続形電力変換装置－第 1 部: 一般および安全要求事項 Bi-directional grid-connected power converters - Part 1: General and safety requirements
IEC 63241-2-19:2025	電動工具－粉塵測定手順－第 2-19 部: 手持ちジョインターの特定要求事項 Electric motor-operated tools - Dust measurement procedure - Part 2-19: Particular requirements for hand-held jointers
IEC 63241-2-19:2025 EXV	電動工具－粉塵測定手順－第 2-19 部: 手持ちジョインターの特定要求事項 Electric motor-operated tools - Dust measurement procedure - Part 2-19: Particular requirements for hand-held jointers
IEC 63241-3-9:2025	電動工具－粉塵測定手順－第 3-9 部: 可搬式マイターソーの特定要求事項 Electric motor-operated tools - Dust measurement procedure - Part 3-9: Particular requirements for transportable mitre saws
IEC 80601-2-89:2025 PRV	医用電気機器－第 2-26 部: 脳波計の基礎安全及び基本性能の特定要求事項 Medical electrical equipment - Part 2-89: Particular requirements for the basic safety and essential performance of medical beds for children

省エネルギー関連

規格番号	タイトル
IEC 60436:2025	家庭用電気食器洗浄機－性能の測定方法 Electric dishwashers for household use - Methods for measuring the performance

その他

規格番号	タイトル
IEC 62933-3-1:2025 PRV	蓄電(EES)システムー第 3-1 部: 蓄電システムの計画及び性能評価ー一般仕様 Electrical energy storage(EES) systems - Part 3-1: Planning and performance assessment of electrical energy storage systems - General specification
IEC 63297:2025	非侵入型負荷監視（NILM）システム用のセンシングデバイス Sensing devices for non-intrusive load monitoring(NILM) systems

IEC Just Published https://webstore.iec.ch/justpublished?ref=menu

"The author thanks the International Electrotechnical Commission(IEC) for permission to reproduce Information from its website. All such extracts are copyright of IEC, Geneva, Switzerland. All rights reserved. Further information on the IEC is available from www.iec.ch. IEC has no responsibility for the placement and context in which the extracts and contents are reproduced by the author, nor is IEC in any way responsible for the other content or accuracy therein."

Source: IEC, Geneva, Switzerland

ISO: 新規格リスト

From ANSI Standards Action- Final actions on American National Standards
VOL. 56, #No. 26, June 27, 2025- VOL. 56, #No. 29, July 18, 2025

ISO Standards

Equipment for fire protection and fire fighting (TC 21)	
ISO 6182-2:2025	Fire protection - Automatic sprinkler systems - Part 2: Requirements and test methods for sprinkler system alarm valves, check valves, water motor alarms, retard devices and accelerators, $201.00
Road vehicles (TC 22)	
ISO/TS 4654:2025	Road vehicles - Advanced automatic collision notification(AACN) systems - Methodology for creating and validating algorithms for injury level prediction, $230.00
ISO/TR 24935:2025	Road vehicles - Software update over the air using mobile cellular network, $230.00
Tractors and machinery for agriculture and forestry (TC 23)	
ISO 11680:2025	Machinery for forestry - Safety requirements and testing for portable pole mounted powered pruners, $201.00
Nuclear energy (TC 85)	
ISO 7097-1:2025	Nuclear fuel technology - Determination of uranium in solutions, uranium hexafluoride and solids - Part 1: Iron(II) reduction/potassium dichromate oxidation titrimetric method, $127.00
ISO 19361:2025	Measurement of radioactivity - Determination of beta emitters activities - Test method using liquid scintillation counting, $172.00

2025-PDFs - All Documents(ansi.org)
https://www.iso.org/committee/5383636/x/catalogue/p/1/u/0/w/0/d/0
Source: ANSI, ISO

国際テーマ: UNECE: 緊急車線維持システムの新規則と自動運転に関するデータ保存ガイダンスを採択

Summary
国連欧州経済委員会（UNECE）の車両規則調和世界フォーラム（WP.29）は、緊急車線維持システム（ELKS）に関する新規則と、自動運転データ保存に関するガイダンスを採択した。ELKS は、意図しない車線逸脱を検知し、警告や自動修正で事故を防ぐ支援システムであり、2026 年 2 月に発効予定である。また、自動運転時の安全関連イベントを記録するデータ保存システム（DSSAD）の指針も示され、関係機関が容易にアクセスできる形式でのデータ保存が求められる。加えて、ペダル踏み間違いによる急加速を防ぐ規則の改正が採択された。

2025 年 6 月 26 日

先進技術を活用して道路交通安全を強化する取り組みの一環として、国連欧州経済委員会（UNECE）車両規則調和世界フォーラム（WP.29）は、緊急車線維持システム（Emergency Lane Keeping System、ELKS）に関する新規則を採択し、自動運転データ保存に関するガイダンス文書を承認した。

緊急車線維持システム（ELKS）は運転手支援システムであり、意図せず車線を逸脱しようとしたときに警告を発し、車両の進路を修正する機能を有する。こうした意図しない車線逸脱は、長時間の単調な走行中に発生することが多く、隣の車線に他の車両が存在する場合には特に危険である。運転手が適切に反応しない場合、ELKS は能動的かつ迅速に車両を元の車線へ戻すことで、事故の回避を図る。

新たな UNECE 規則は、乗用車およびバンに搭載される ELKS に関して統一的な要件を定めており、車線逸脱の兆候を自動で検出し、適切な警告を行い、車両の進路を補正するよう義務付けている。また、運転手は、意図的な操作（ステアリングや他の制御入力）によっていつでもシステムを無効にできる。

この新規則は 2026 年 2 月に発効予定である。

自動運転におけるデータ保存に関するガイダンス

自動運転用データ保存システム（Data Storage System for Automated Driving, DSSAD）は、レベル 3、4、5 の自動運転システム（ADS）を搭載する車両において、自動運転中の一連のデータ（タイムスタンプ付きフラグ）を記録・保存する装置または機能であり、重大な安全関連イベントが発生した際に、運転者とシステムの間の相互作用を明確に把握できるようにするものである。誰が運転操作を管理していたのか（運転手かシステムか）、実際に誰が運転していたのかを明らかにするのに用いられる。

UNECE 世界フォーラムにより承認されたガイダンス文書は、ADS の性能評価を可能にするための勧告を示しており、記録すべきデータ要素（センシング・認識、計画・判断、制御に関するデータなど）や保存方式、アクセスおよび機密性に関する指針を含んでいる。本ガイダンスでは、記録されたすべてのデータは、国内法により定められた機関が容易にアクセス可能であるべきとされ、製造者が国際的に認められた標準に準拠した電子通信インタフェースを通じて、データを標準的かつ可読性の高い形式で即座に提供できることが求められている。このガイダンス文書の採択は、現在策定中の自動運転システムに関する国際規則の開発の一環として行われており、DSSAD をこの新規則に含めることに関する議論もすでに開始されている。

交通安全を改善すると期待される別の決定において、世界フォーラムは、UN 規則第 175 号「ペダル踏み間違いによる加速制御（ACPE）」に対する新たな一連の改正を採択した。この改正は、車両が低速で走行中（クリーピング中）に突然加速することを防止するものであり、適用範囲を自動変速機付き乗用車に加えてバンにも拡大する内容となっている。

---

https://unece.org/fr/media/Transport/Vehicle-Regulations/press/403929
Source: UNECE

国際テーマ: Nemko Korea、韓国初のインドネシア通信機器証明の試験所認定を取得

Summary
インドネシアと韓国は、通信機器の試験報告書に関する相互承認協定（MRA）を正式に実施し、両国での追加試験なしの証明取得が可能となった。信頼構築期間を経て技術規則を調整し、インドネシアは韓国の試験所を公式に認定。Nemko Korea は初の指定試験所として承認され、複数の無線機器の試験が可能になった。

国境を越えた通信機器の証明プロセスを簡素化するため、インドネシアと韓国は試験報告書に関する相互承認協定（MRA）を正式に実施した。これにより、韓国の指定試験所で試験された通信製品は、追加試験なしでインドネシアの証明を取得できるようになり、逆にインドネシアから韓国での証明取得も同様に可能となる。
MRA の実施は、1 年間の信頼構築期間を経て行われた。この期間中、両国は技術規則の調整と試験基準の整合性確保に取り組んだ。
インドネシアのデジタルインフラ総局（DJID、旧 SDPPI）が、韓国の指定試験所に対し、インドネシアの証明に有効な試験報告書（LHU）を発行できる外国試験所（BULN）としての地位を公式に付与している。
これらの認定試験所は、高水準の正確性と信頼性を維持するため、両国の規制当局により定期的に監視・評価される。

Nemko Korea、韓国における最初の指定 MRA 試験所としてインドネシアの DJID により承認される
今回の指定は、韓国科学技術情報通信部傘下の電波研究院（RRA）による詳細な審査に基づくものである。
Nemko Korea は、以下の製品カテゴリに関する型式承認のための試験および有効な試験報告書の発行が可能となった。

- 非モバイル型の LPWAN（Low Power Wide Area Network：低電力広域ネットワーク）機器
- 短距離無線機器（40GHz 未満の SRD）
- 無線 LAN 機器および周波数利用（クラスライセンス対象）
- ワイヤレス電力伝送（WPT）に関する技術基準
- ドローン搭載用の通信機器

人口 2 億 8 千万人以上を抱えるインドネシアは、世界第 4 位の人口大国であり、過去 5 年間にわたり安定した経済成長を続けている。
ASEAN の中でも非常に急速に成長する経済の一つであり、韓国企業にとっては東南アジア市場への主要な輸出先かつ戦略的なゲートウェイとなっている。

今回の指定により、Nemko Korea は、インドネシア市場への参入に必要な試験および証明プロセスの効率化をサポートする体制を強化した。
さらに、東南アジア全体への証明サービス展開の基盤づくりとしての役割も期待されている。

（本記事は、Seungyeun Song 氏提供の情報を基に、T. Sollie 氏が編集した。）

Source: Nemko

国際テーマ: アンゴラでの通信機器の要求事項の強化

Summary
アンゴラ市場で偽造認証書が発見されたため、アンゴラ通信庁は（INACOM）は認証書の一時停止や申請者に対して委任状の実証、更新申請の際の要求事項を定めるなどの措置を講じた。

アンゴラ共和国は、南アフリカの西中央海岸に位置し、人口は約 4,000 万人、公用語はポルトガル語、主要な宗教はキリスト教である。首都かつ最大の都市はルアンダである。アフリカの他の多くの国と同様に、アンゴラでは電気通信/通信機器の承認が必須となる。
アンゴラ市場で偽造認証書が発見されるという最近の事件を受け、アンゴラ通信庁（INACOM: Instituto Angolano das Comunicações）は、文書及び承認プロセスの信頼性を強化するために次のような措置を講じた。

認証書の一時停止
当面の緩和策として、INACOM は保留中のすべての認証書を一時的に停止とした。この一時停止により、INACOM は提出された書類を徹底的に審査し、不正な資料が処理または承認されるリスクを排除することができる。

申請者に対する遵守義務の強化
正当な申請のみがシステムを通過することを保証するために、INACOM では現在、規制プロトコルのより厳格な遵守を求めている。承認プロセスに関わるすべての利害関係者は、更新された提出要求事項を遵守しなければ、プロジェクトの終了や法的措置を含む厳しい罰則を受けるリスクがある。

1. 委任状の実証（LoA）
申請者は以下を保証する必要がある。
- 提出されたすべての LoA は最新版であり、確実に有効なものであること。
- 不完全だったり、曖昧だったり、日付けが不適切だったりする委任状は、新しい監視ガイドラインに基づき完全に却下される。

2. 更新申請する際の要求事項
更新申請には以下の内容が含まれていなければならない:
- プロジェクトに関連付けられている現地機関の正式名称。
- 有効かつ確認可能な納税者番号。

これらの措置により、アンゴラにおける電気通信および無線機器の承認を管理するための、より透明性高く、納得のいく枠組みが確立されることとなる。

（本記事は、Geremy Bradshaw 氏提供の情報とインターネット上のさまざまなソースから得た情報を基に、T. Sollie 氏が編集した。）

Source: Nemko

国際テーマ: エジプトのエネルギー効率ラベルに関する試験

地球規模の気候問題、国家レベルの投資、そして個人や企業のコスト削減といった観点から、エネルギー効率と省エネルギーの重要性は、現代において自明のこととなっている。世界各国では、電気製品や家庭用電子機器に対してエネルギーラベリング制度を導入しており、エジプトのように義務化されている国もある。アフリカ北東部に位置するこの国では、規制対象製品は市場に出る前にエジプト規格に適合し、エネルギー効率ラベルを貼付することが求められている。

この規制の対象製品には、食器洗い機、洗濯機、エアコン、冷蔵庫、テレビ、ディスプレイなどが含まれる。
これらの規制は、エジプト商工業省が発出する決定（Decisions）によって施行され、エジプト標準化・品質管理機構（EOS）がその運用を担当している。関係する EOS 規格には、エネルギー等級の判定基準やラベルの記載内容が定められている。

ラベリングの手続きでは、まず EOS に登録された試験所で製品サンプルの試験を実施する必要がある。その後、現地輸入者が試験報告書と必要書類を EOS に提出し、エネルギーラベルの使用許可を受けるという流れである。

最近行われた EOS による監査を無事に完了したことを受けて、**中国・深圳にある Nemko 試験所が、エジプトのエネルギーラベルに関するエネルギー効率認定試験所として、EOS により公式に登録された。**

この試験所は、2024 年 1 月から有効となっている ES 7993/2023 規格に基づき、テレビおよびディスプレイのエネルギー効率試験を実施する認可を受けており、現時点でこの規格に基づく試験を行える唯一の中国本土の試験所である。ES 7993/2023 規格は、コンピュータ用モニタにも適用される。

（本記事は、Amy Huang 氏提供の情報を基に、T. Sollie 氏が編集した。）

Source: Nemko

国際テーマ: その他のアフリカ関連ニュース

Summary
アフリカ 4 か国に関するニュース。チュニジアでの WiFi 6E の認可、ナイジェリアでの通信機器型式承認申請の遅れ、マダガスカルでの承認申請のためのサンプル提出と申請費前払いの義務づけ、マラウィの暫定型式承認認証書について。

チュニジア

チュニジア共和国通信技術省（MOCT: Ministry of Communication Technologies）は、チュニジアの RLAN（WiFi）サービス向けに WiFi 6E（5925–6425 MHz）の使用を認可した。
この規制上の節目により、次世代の無線通信技術の導入が可能になり、より高速なインターネット接続、接続性の改善、ユーザ体験の向上が実現する。また、この規則は EN 303 687 に準拠しており、国際的に認められた基準との互換性が促進される。

ナイジェリア

ナイジェリア通信委員会（NCC: The Nigerian Communications Commission）は今年の初め、通信機器の型式承認申請の処理に前例のない遅延が発生し始めた。これは主に、移動体通信業者（MNO: Mobile Network Operator）に対する予想外の 50%の料金調整と、同時に申請者からのサンプル提出の免除に対する制限によるものと思われる。

マダガスカル

マダガスカル通信技術規制局（ARTEC: The Regulatory Authority for Communication Technology）では現在、申請を処理する前に、承認のための製品サンプルの提出と請求書の前払いを義務付けている。これらの追加要求事項は、ARTEC の規制に従って承認を処理するリードタイムに影響する。

マラウィ

マラウィ通信規制庁（MACRA: The Malawi Communications Regulatory Authority）は、暫定型式承認認証書を発行している。承認は、機器が関連規格に準拠していること、認可された周波数帯域と互換性があること、他の通信サービスとの干渉を引き起こさないこと、ならびに最大定格電力（ERP）を超えていないことを示す試験レポートに基づく。暫定証明書の有効期限は 6 か月のみだが、MACRA に申請することで 2 回、各 6 か月の延期ができる。

（本記事は、Geremy Bradshaw 氏提供の情報を基に、T. Sollie 氏が編集した。）

Source: Nemko

国際テーマ: コスモス・ニュースから各国認証関連情報を再掲

「コスモス・ニュース」で最近お届けした各国認証関連情報を再掲いたします。

	なし

https://www.safetyweb.co.jp/news/
株式会社 コスモス・コーポレイション Cosmos Corporation

USA: FCC: KDB: U-NII 6 GHz デバイスの証明を取得するための要求事項

Summary
FCC規則パート15のサブパートEに基づき、5.925～7.125 GHz帯で運用されるU-NII 6GHzデバイスの証明を取得するための要求事項に関する質問と回答。987594 D03 U-NII 6 GHz QA v03r02: 6 GHzデバイスに関する質問と回答が改訂され、v03r04となった。質問23が変更され、完成した自動車およびトラック車両を製造するメーカーのみに販売されるVLP機器についてさらに明確にされた。

公開番号: 987594　　公開日: 2025 年 6 月 25 日
キーワード:
第 1 カテゴリ: 免許不要サービスの規則及び手続き　第 2 カテゴリ: UNII デバイス－15.401

質問: パート 15 サブパート E に基づき 5.925～7.125 GHz 帯で運用される U-NII 6 GHz デバイスの証明を取得するための要求事項とは？

回答: 以下の資料が、パート 15 サブパート E に基づき 5.925～7.125GHz 帯で運用されるデバイスの証明を取得するためのガイドである。

- 987594 D01 U-NII 6GHz General Requirements v03r01 には、フォーム 731 の記入に関する一般要求事項と、6 GHz デバイス全種の補足情報要求事項が述べられている。
- 987594 D02 U-NII 6 GHz EMC Measurement v03 は、次を実証するための試験レポート、付属書、RF 測定手順が述べられている: EIRP、帯域幅、チャンネルマスク、帯域外エミッション、競合ベースプロトコル(LBT: Listen Before Talk)、6 GHz デバイスに適用される伝送出力制御(TPC)及び自動出力制御（APC）。
- 987594 D03 U-NII 6 GHz QA v03r04: 6 GHz デバイスに関する質問と回答。この資料は、項目 UN6GHZ に関する承認前ガイダンス（PAG）を申請するための手引きが述べられている。
- 987594 D04 UN6GHZ Pre-Approval Guidance Checklist v03: 項目 UN6GHZ に関する承認前ガイダンス（PAG）を申請するための手引きが述べられている。
- 987594 D05 AFC DUT Test Harness Testing v01r01: DUT 試験用ハーネスに関する手引きが述べられている。

更新内容: 2025 年 6 月 24 日 987594 D03 U-NII 6 GHz QA v03r04 は、987594 D03 U-NII 6 GHz QA v03r03 に取って代わる。v03r04 により 987594 が更新された。質問 23 が変更され、完成した自動車およびトラック車両を製造するメーカーのみに販売される VLP 機器についてさらに明確にされた。

付属文書リスト:
987594 D01 U-NII 6GHz General Requirements v03r01
987594 D02 U-NII 6 GHz EMC Measurement v03
987594 D03 U-NII 6 GHz QA v03r04
987594 D04 UN6GHZ Pre-Approval Guidance Checklist v03
987594 D05 AFC DUT Test Harness Testing v01r01

https://apps.fcc.gov/oetcf/kdb/forms/FTSSearchResultPage.cfm?id=277034&switch=P
Source: FCC

USA: FCC: FCC の工学技術室と宇宙局、T-Mobile 社と SpaceX 社から要請の適用免除を認める

Summary
FCC の工学技術室（OET）と宇宙局は、T-Mobile 社と SpaceX 社から要請のあった、FCC 規則の 2.805(a)項、25.125(c)項、25.125(d)(3)項の適用免除を認めた。T-Mobile 社と SpaceX 社は、2024 年 6 月 29 日以前に別用途で証明されたが、SCS サービス用の Part 25 では認可されていない携帯端末を接続可能とすることが公共の利益に資すると主張し、T-Mobile 社のネットワーク上で動作する機器について上記項目の適用免除が認められた。

発表日: 2025 年 7 月 1 日
正式タイトル: T-Mobile USA 社と Space Exploration Holdings 社からの FCC 規則パート 2 及びパート 25 の適用免除要請の件

内容: FCC の工学技術室と宇宙局は、T-Mobile USA 社と Space Exploration Holdings 社から要請のあった、FCC 規則の 2.805(a)、25.125(c)、25.125(d)(3)の各項の適用免除を認める

DA/FCC #: DA-25-566
案件番号: 23-65、23-135

命令

採択日: 2025 年 7 月 1 日　　公表日: 2025 年 7 月 1 日

本命令により、FCC の工学技術室（OET）および宇宙局（Space Bureau）は、T-Mobile USA 社（T-Mobile）および Space Exploration Holdings 社（SpaceX）から要請のあった、FCC 規則の 2.805(a)項、25.125(c)項、25.125(d)(3)項の適用免除を認める。また、FCC の判断により、25.115(q)(1)項の適用も免除する。ただし、25.125(e)項の適用免除要請は却下する。

T-Mobile と SpaceX は、2024 年 6 月 29 日以前に他用途で証明を受けたものの、SCS（Supplemental Coverage from Space: 宇宙からの補完的カバレッジ）用の、Part 25 では認可されていない携帯端末に対して、SCS サービスの利用を許可することで、災害時や通信困難地域でのサービス提供・警報受信の促進につながり、公共の利益に資すると主張していた。
---

https://www.fcc.gov/document/oet-and-space-bureau-grant-t-mobile-and-spacex-request-waiver
Source: FCC

ちょっといっぷく~小クイズコーナー　韓国の放送通信技術基準

問題: 韓国の放送通信技術基準はどのように定義されていますか？

答え: 放送通信機器を使用したいユーザや許可制度のために放送通信機器に対する技術的条件を法律で定めたものを技術基準という。

（3 ページからの記事を参照ください）

USA: FCC: 外国敵対勢力の支配に関する透明性の促進による米国の通信ネットワークの保護

Summary
米国連邦通信委員会（FCC）は、外国の敵対勢力から通信ネットワークを保護するため、ライセンスや認可に関する外国所有者の開示義務を全ライセンス保有者に拡大することを提案している。本提案では、証明書提出や情報収集により、現行規則の不備を補い、外国勢力による脅威をより包括的に把握することを目指す。さらに、単なる外国所有にとどまらず、外国敵対勢力の支配や指揮下にあるすべての FCC 規制対象の事業者が対象となる。コメントと回答コメントの提出期限は、前者が 2025 年 7 月 21 日、後者は 8 月 19 日。

[米国連邦官報　第 90 巻、第 117 号（2025 年 6 月 20 日）]

機関: FCC
措置: 規則の提案

要約: 本文書では、米国連邦通信委員会（FCC）が、外国の敵対勢力による脅威から米国の通信ネットワークを保護するため、対象となる FCC 発行のライセンスおよび認可に関する外国の所有者の開示義務を拡大することを提案している。提案されている証明及び情報収集の要求事項は、現行の規則の穴を埋め、FCC 及び一般に対して通信分野における外国の敵対勢力からの脅威を新たに、かつ包括的に把握することを可能にする。具体的には、FCC が現在特定のライセンスに限定しているのに対し、あらゆる種類のライセンス、許可、認可を保有する事業者に対して新たな証明及び開示要求事項を適用することを提案している。さらに、外国の所有者のみにとどまらず、外国の敵対勢力による支配や管轄、指揮下にあるすべての規制対象事業者を対象とすることも提案している。

提出期限: コメントは 2025 年 7 月 21 日まで、回答コメントは 2025 年 8 月 19 日まで。

---

https://www.govinfo.gov/app/details/FR-2025-06-20/2025-11360/summary
Source: FCC

USA: DOE: 省エネプログラム: 最近の連邦官報による通知

2025/07/21 現在

1.	90 FR 28873 – 組立住宅の省エネ基準 *連邦官報　規則及び規定　最終規則　RIN 1904-AF73　July 2, 2025*

http://www.gpo.gov/fdsys/search/search.action?na=&se=&sm=&flr=&ercode=&dateBrowse=&govAuthBrowse=&collection=&historical=true&st=collection%3AFR+and+title%3A%28energy+conservation%29&psh=50&sbh=&tfh=&originalSearch=collection%3AFR+and+title%3A%28energy+conservation%29&sb=dno&ps=50&sb=dno&ps=50
Source: DOE

USA: ANSI/UL: 新規格リスト

From ANSI Standards Action- Final actions on American National Standards
VOL. 56, #No. 26, June 27, 2025 - VOL. 56, #No. 29, July 18, 2025

国家採択 National Adoption

新規格 New Standard

ANSI/UL 338-2025	Standard for Vehicle Theft Deterrent Equipment and Systems: Electronic Immobilization System and Aftermarket Installation Requirements(new standard) Final Action Date: 6/24/2025
ANSI/UL 3202-2025	Standard for Safety for Mobile Electric Vehicle Charging Systems Integrated with Energy Storage Systems(new standard) Final Action Date: 6/30/2025

再確認 Reaffirmation

ANSI/UL 464A-2016 (R2025)	Standard for Audible Signal Appliances for General Signaling Use(reaffirmation of ANSI/UL 464A-2016(R2021)) Final Action Date: 7/9/2025
ANSI/UL 696-2010 (R2025)	Standard for Electric Toys(reaffirmation of ANSI/UL 696-2010(R2020)) Final Action Date: 7/8/2025
ANSI/UL 687-2011 (R2025)	Standard for Burglary-Resistant Safes(reaffirmation of ANSI/UL 687-2011(R2020)) Final Action Date: 7/1/2025
ANSI/UL 969A-2020 (R2025)	UL standard for Marking and Labeling Systems - Flag Labels, Flag Tags, Wrap-Around Labels and Related Products(reaffirmation of ANSI/UL 969A-2020) Final Action Date: 7/2/2025
ANSI/UL 1480A-2016 (R2025)	Standard for Speakers for Commercial and Professional Use(reaffirmation of ANSI/UL 1480A-2016(R2021)) Final Action Date: 7/9/2025

改訂 Revision

ANSI/UL 38-2025	Standard for Manual Signaling Boxes for Fire Alarm Systems(revision of ANSI/UL 38-2024) Final Action Date: 6/18/2025
ANSI/UL 508A-2025	Standard for Industrial Control Panels(revision of ANSI/UL 508A-2022) Final Action Date: 6/26/2025
ANSI/UL 555S-2025	Standard for Smoke Dampers(revision of ANSI/UL 555S-2020) Final Action Date: 6/26/2025
ANSI/UL 719-2025	Standard for Safety for Nonmetallic-Sheathed Cables(revision of ANSI/UL 719-2022) Final Action Date: 6/26/2025
ANSI/UL 746F-2025	Standard for Safety for Polymeric Materials - Flexible Dielectric Film Materials for Use in Printed Wiring Boards and Flexible Materials Interconnect Constructions(revision of ANSI/UL 746F-2023) Final Action Date: 6/27/2025
ANSI/UL 746E-2023 (R2025)	Standard for Safety for Polymeric Materials - Industrial Laminates, Filament Wound Tubing, Vulcanized Fibre, and Materials Used In Printed Wiring Boards(revision of ANSI/UL 746E-2023) Final Action Date: 6/26/2025
ANSI/UL 962-2025a	Standard for Safety for Household and Commercial Furnishings(revision of ANSI/UL 962-2025) Final Action Date: 6/18/2025
ANSI/UL 979-2025a	Standard for Safety for Water Treatment Appliances(revision of ANSI/UL 979-2025) Final Action Date: 6/26/2025
ANSI/UL 2196-2025	Standard for Fire Test for Circuit Integrity of Fire-Resistive Power, Instrumentation, Control and Data Cables(revision of ANSI/UL 2196-2020) Final Action Date: 6/26/2025
ANSI/UL 4248-1-2025	Standard for Safety for Fuseholders - Part 1: General Requirements(revision of ANSI/UL 4248-1 -2022) Final Action Date: 6/18/2025

2025-PDFs - All Documents(ansi.org)
Source: American National Standards Institute(ANSI)

USA: IEEE: 新規格リスト

From ANSI Standards Action- Final actions on American National Standards
VOL. 56, #No. 21, May 23, 2025- VOL. 56, #No. 25, June 20, 2025

IEEE(ASC N42)(Institute of Electrical and Electronics Engineers)

新規格 New Standard

ANSI/IEEE 2824-2025	Guide for the Mechanical Acoustic Imaging Testing of High-Voltage Reactors(new standard) Final Action Date: 7/14/2025
ANSI/IEEE 7009-2025	Standard for Fail-Safe Design of Autonomous and Semi-Autonomous Systems(new standard) Final Action Date: 7/2/2025

再確認 Reaffirmation

改訂 Revision

ANSI/IEEE C57.12.40-2025	Standard for Network, Three-Phase Transformers, 2500 kVA and Smaller; High Voltage, 34 500 V and Below; Low Voltage, 600 V and Below; Subway and Vault Types(Liquid Immersed)(revision of ANSI/IEEE C57.12.40-2017) Final Action Date: 6/17/2025
ANSI/IEEE 400.2-2025	Approved Draft Guide for Field Testing of Shielded Power Cable Systems Using Very Low Frequency(VLF)(less than 1 Hz)(revision of ANSI/IEEE 400.2-2013) Final Action Date: 6/26/2025

補足 Addenda

2025-PDFs - All Documents(ansi.org)
Source: American National Standards Institute(ANSI)、IEEE

カナダ: ISED: 無線標準仕様 RSS-193 第 1 版発行

Summary
カナダ ISED は、27.5～28.35 GHz 帯で運用される、柔軟な活用のためのブロードバンド機器の RSS を発行した。この対象の機器は要免許で、RSS-Gen「無線機器の適合に関する一般要求事項」の該当要求事項にも要適合。これら RSS が相反する場合は前者を優先。送信機の要求事項には、測定方法、バンドプラン、変調方式（デジタル）、周波数安定性、送信機出力、送信機の不要輻射がある。

2025 年 7 月 11 日に、カナダのイノベーション・科学経済開発省（ISED）は、27.5～28.35 GHz 帯で運用される、柔軟な活用のためのブロードバンド機器の無線標準仕様 RSS-193 第 1 版を発行した。
＜概要＞

- 周波数帯 27.5～28.35 GHz において、固定及び/又は移動サービスで使用される柔軟運用ブロードバンド機器の証明要求事項を定める。
- 周波数帯 27.5～28.35 GHz で運用される基地局、固定通信機器、加入者機器に適用される。
- ISED のウェブサイト上に公開された日（2025 年 7 月 11 日）から発効する。
- 対象となる機器は、無線通信法第 4 条第 1 項に基づき免許を要する。
- 「無線機器の適合に関する一般要求事項」である RSS-Gen に定められた該当要求事項にも要適合。両 RSS が相反する場合は、RSS-193 が優先される。
- 5 項の送信機の要求事項の各項目は、測定方法、バンドプラン、変調方式（デジタル）、周波数安定性、送信機出力、送信機の不要輻射である。

https://ised-isde.canada.ca/site/spectrum-management-telecommunications/en/devices-and-equipment/radio-equipment-standards/rss-193-flexible-use-broadband-equipment-operating-band-275-2835-ghz
Source: カナダ ISED

株式会社コスモス・コーポレイション

試験設備のご案内(塩水噴霧試験)

◎ 塩水噴霧試験機

材料の耐腐食性を確認・検証される際は、是非ご連絡ください。

<試験装置>

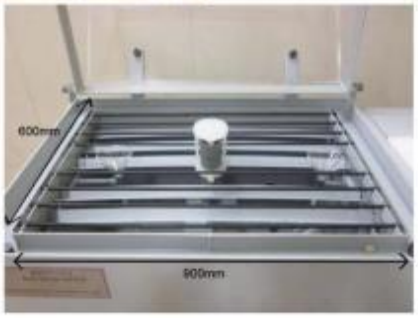

仕 様

温度設定範囲	塩水噴霧試験:35℃(試験室), 47℃(圧力桶温度) 耐腐食試験:50℃(試験室), 63℃(圧力桶温度)
試験溶液	中性塩水(pH6.5～7.2)
対応可能規格	ISO9227, JIS Z 2371, IEC60068-2-52 等
テストエリア寸法	W900mm × H300mm × D600mm(容積:約 81ℓ) (試験可能サイズに関しては、お問い合わせください。)

弊社では他にも、国内外の安全規格 などの粉塵試験、水の浸入に対する保護の試験 等
様々な試験を行っています。

安全試験・環境試験・信頼試験をご検討の際は、是非下記の弊社窓口へご相談ください。

松阪事業所 : 〒515-1104 三重県松阪市柱瀬町718-1
URL : www.safetyweb.co.jp E-mail : sales@cosmos-corp.com
【お問い合わせはCS部まで -- TEL:0598-30-5225(直通), FAX:0598-30-5571】
株式会社コスモス・コーポレイション

文書管理番号:008SP
発行:2013-07-24
改定:2022-10-14

EU: 低電圧指令の整合規格情報 ― EU 官報で実施決定 3 件が公示

Summary
欧州連合官報にて、低電圧指令の整合規格に関する実施決定 3 件が公示された。関連する規格は、EN 60335-1、EN 60335-2-14、EN 60335-2-27、EN 60335-2-60、EN 50214、EN 50260。

欧州連合官報（EU 官報）において、低電圧指令（LVD）の整合規格に関する実施決定が 3 件公示された。各実施決定のタイトル仮訳と概要は下記のとおり。なお、2025 年 8 月 5 日時点では、整合規格のサマリーリストは公開されていない。

1）渦流浴槽及び渦流スパの個別要求事項に関する整合規格 EN 60335-2-60:2003 の参照の削除、ならびに家庭用及び類似の電気機器の一般要求事項に関する整合規格 EN 60335-1:2012 および UV 及び IR の皮膚曝露用機器の個別要求事項に関する整合規格 EN 60335-2-27:2013 の参照を制限して公表することに関し、実施決定（EU）2023/2723 を改正する、2025 年 7 月 16 日の欧州委員会実施決定（EU）2025/1457（2025 年 7 月 18 日付け EU 官報にて公示）

① 渦流浴槽及び渦流スパの個別要求事項に関する整合規格 **EN 60335-2-60:2003**（A1/A2/A11/A12 含む）は、**2027 年 1 月 18 日に LVD の整合規格から外れる**。オランダからの異議申立てにおける主張は、IEC 60364 シリーズに基づく設置要求事項が十分考慮されていないこと、プールや屋外用スパなどの施設では、人体抵抗の低下、そして人体と接地電圧との接触によって感電の危険性が増すため、欠陥が初めて表出した時に致命的な事故が発生するおそれがあるというものであった。検討の結果、欧州委員会はこの規格が LVD の安全目標（附属書 I の 1(c)、2(a)、2(b)、2(d)）を満たしていないと結論づけた。同規格は適切に改訂されるまでは整合規格から外れることになる。

② 家庭用及び類似の電気機器の一般要求事項に関する整合規格 **EN 60335-1:2012**（AC、A11、A13、A1、A2、A14、A15 を含む）**は、2025 年 7 月 18 日以降、下記の制限（restriction）が付される。**

> *“制限: EN 60335-1:2012（A15:2021 により最後に改正）20.2 項の‘試験プローブ B と類似の試験プローブに言及している’部分を適用しても、指令 2014/35/EU の附属書 I の 2(c)に規定されている安全目標への適合性の推定は付与されない。”*

ただし、2027 年 1 月 17 日までは、上記の制限がある状態でも‘試験プローブ B と類似の試験プローブに言及している’部分を適用している場合の適合性の推定は付与される。

ドイツからの異議申立てにおける主張では、同規格における人の手を模擬した試験プローブを用いての可動部へのアクセス性試験に関して、試験プローブ B と類似の試験プローブは人体の基本的寸法が考慮されておらず、人の手を現実的に再現したものではないとされた。検討の結果、欧州委員会は、同規格は LVD の附属書 I の 2(c)の安全目標を満たしていないと結論づけた。

③ UV 及び IR の皮膚曝露用機器の個別要求事項に関する整合規格 EN 60335-2-27:2013（AC 及び Amd.含む）は、**2025 年 7 月 18 日以降、下記の注記が付される。**

> *“注記: この整合規格において、次の注記を適用することは、指令 2014/35/EU の附属書 I に定める安全目標に関連せず、適合性の推定を付与するものではない。箇条 6.Z101 の注記と附属書 BB の箇条 BB.2 の注記 101 は、この整合規格の適用範囲内の各種製品の使用場所とユーザに関する説明を示すものであり、したがって、市場への投入には関係しない。”*

フランスからの異議申立てにおける主張は、この整合規格は、LVD の附属書 I の 1(a)に定められた安全目標を満たしていないこと、同整合規格の本文及び規範的附属書において、用途及びユーザの区分に基づく機器の分類を通じて示されている使用条件が、同附属書に定められた安全目標と一致していないというものであった。

2) 欧州議会・理事会指令 2014/35/EU に基づいて起草された厨房機器の特定要求事項についての整合規格 EN 60335-2-14:2006 に関する 2025 年 7 月 17 日の委員会実施決定(EU) 2025/1464（2025 年 7 月 18 日付け EU 官報にて公示）

欧州委員会は、次の規格を整合規格として EU 官報に掲載しない旨を決定した。

厨房機器の個別要求事項に関する規格 EN 60335-2-14:2006
（EN 60335-2-14:2006/A12:2016、EN 60335-2-14:2006/A11:2012、EN 60335-2-14:2006/A1:2008 により改正され、EN 60335-2-14:2006/AC:2007 および EN 60335-2-14:2006/A11:2012/AC:2016 により訂正）

ドイツは、旧 LVD（2006/95/EC）が適用されていた 2014 年 12 月に、当時整合規格であった EN 60335-2-14:2006（各 AC 及び Amd.含む）について異議申立てを行った。この異議申立てにおいて、同規格はミキサー（ハンドミキサーを除く）の作動中の切断刃の非接触性に関する規定が不十分であるため、旧 LVD 附属書 I の 1(d)、2(a)、2(c)の安全目標を満たしていないとした。新 LVD に移行後、ドイツは上記異議申立てを更新し、新 LVD 附属書 I の 1(d)、2(a)、2(c)および 3(b)の安全目標に依然として完全に準拠していないとした。電気機器委員会での検討を経て、欧州委員会は、同規格は新 LVD の附属書 I の 1(d)、2(a)、2(c)および 3(b)の安全目標を満たしておらず、整合規格として EU 官報に掲載すべきでないと結論づけた。

3) 電気自動車用フラットフレキシブルケーブルおよび充電ケーブルの整合規格に関して実施決定(EU)2023/2723 を改正する 2025 年 7 月 22 日の委員会実施決定(EU)2025/1488（2025 年 7 月 23 日付け EU 官報にて公示）

① EN 50214:2024（フラットフレキシブルケーブル）、EN 50620:2017/A2:2024（電気ケーブル – 電気自動車用充電ケーブル）が整合規格として追加された。

② EN 50214:2006+EN 50214:2006/AC:2007、EN 50620:2017+EN 50620:2017/A1:2019 は、2027 年 1 月 22 日までは整合規格として有効。

③ 2027 年 1 月 23 日からは、EN 50214:2024、EN 50620:2017+EN 50620:2017/A1:2019+EN 50620:2017/A2:2024 が整合規格となる。

https://eur-lex.europa.eu/oj/direct-access.html
Source: EU

EU: スマートフォンとタブレットの耐久性、エネルギー効率、修理可能性に関する新しい EU 規則の適用開始

Summary
EU は 2025 年 6 月 20 日より、スマートフォンやタブレット等（フレキシブルな主画面を有するものを除く）に対し、耐久性・エネルギー効率・修理可能性を高める新たなエコデザイン規則とエネルギーラベリング規則の適用を開始した。2030 年までに 2.2 テラワット時の電力削減と 200 億ユーロの消費者支出削減が見込まれる。製品には落下や水への耐性、耐久バッテリ、修理用部品の供給義務、OS 更新の長期提供などが求められ、修理可能性スコアの表示も義務付けられた。これにより、持続可能な製品利用と循環型経済の推進が期待される。

2025 年 6 月 20 日
域内市場・産業・起業・中小企業総局（DG GROW）

スマートフォンとタブレットの耐久性、エネルギー効率、修理可能性に関する新 EU 規則が適用開始

2025 年 6 月 20 日より、EU に上市されるスマートフォン、コードレス電話機、タブレットに対して、新たな EU エコデザイン規則及びエネルギーラベリング規則が適用される。これらの規則は、製品の寿命、エネルギー効率、修理のしやすさを向上させることを目的としており、消費者がより情報に基づいた、持続可能な購買選択を行う一助となる。（コスモス注: フレキシブルな主画面を持つタブレットなどの製品、および高セキュリティ通信用のスマートフォンは規則の適用範囲から除外される）

これらの新規則は、**持続可能な消費とコスト削減**を促進し、**環境への影響**を軽減することで、EU のエネルギー効率目標の達成、温室効果ガスの削減、循環型経済の推進に寄与する。また、これらの規則により、スマートフォンやタブレットの使用に関連して EU 市民が消費する電力は **2030 年までに 2.2 テラワット時**削減される見込みであり、これは対策が講じられない場合と比べて 3 分の 1 の削減に相当し、マルタで消費される電力量の半分以上にもあたる。さらに、2030 年には消費者の支出は 200 億ユーロ削減される見込みである。また、重要原材料の利用最適化やリサイクルの促進にも資する。

これらの製品に関して、新しいエコデザイン要求事項及びエネルギーラベリング要求事項は、2 つの主要な法令（エコデザイン規則とエネルギーラベリング規則）によって定められている。

EU 市場で販売される携帯電話、コードレス電話機、タブレットに対し、エコデザイン規則は以下を確実にするための最低要求事項を定めている。

- 落下、擦り傷、ほこり、水への耐性の向上
- 少なくとも 800 回の充電サイクル後も初期容量の 80%以上を維持できる耐久性の高いバッテリの使用
- 分解および修理に関する明確なルール（主要なスペアパーツを 5〜10 営業日以内に供給し、製品モデルが EU で販売終了後も少なくとも 7 年間は供給することを製造業者に求める）
- 最後の製品モデルが販売された日から少なくとも 5 年間の OS アップデートの提供
- 専門修理業者による修理に必要なソフトウェアまたはファームウェアへの公正なアクセスの提供

エネルギーラベリング規則のもとでは、スマートフォンおよびタブレットに対し、エネルギー効率、バッテリの寿命、ほこり、水、衝撃への耐性に関する情報の表示が義務付けられる。

さらに今回初めて、EU 市場で販売される製品には**修理可能性のスコアの表示**も義務付けられている。スコアは A（最も修理しやすい）から E（最も修理しにくい）までの 5 段階で、ラベル上の他の重要な情報とともに記載され、消費者が製品の寿命を延ばす際の判断材料となる。
提案されたエネルギーラベルと関連製品情報は、一般に公開されている EPREL データベースを通じて

提供される予定である。ラベルおよび製品情報シートは簡単にダウンロードでき、ユーザが十分な情報に基づいて購入を判断できるようにする。

詳細情報

- スマートフォン、スマートフォン以外の携帯電話、コードレス電話機、スレート型タブレットのエコデザイン要求事項に関する欧州委員会規則
- スマートフォンおよびスレート型タブレットのエネルギーラベリング要求事項に関する欧州委員会委任規則
- エコデザイン指令
- エネルギーラベリング規則
- 循環型経済アクションプラン 2020
- エコデザイン作業計画
- 欧州エネルギーラベリング製品登録簿（EPREL）

https://single-market-economy.ec.europa.eu/news/new-eu-rules-durable-energy-efficient-and-repairable-smartphones-and-tablets-start-applying-2025-06-20_en
Source: EU

UK: 医療機器規制の大規模な初の見直しがグレートブリテン全域で施行

Summary
英国で医療機器規制の大規模な見直しが施行され、2025 年 6 月 16 日より新たな市販後監視（PMS）規則が導入された。これにより製造業者は、機器の市場投入後も安全性と性能を積極的に監視・報告することが義務付けられた。重大インシデントの報告期限は 15 日に短縮され、傾向分析や要約報告の義務も強化された。本規則は将来の国際的枠組み整備の基盤ともなり、患者安全と技術革新の両立を図るものである。

ソース: 医薬品・医療機器規制庁（MHRA）

発表日: 2025 年 6 月 16 日

新たな市販後監視（PMS）規則がグレートブリテン全域で施行され、医療機器製造業者は、製品が市場に出た後も安全性および性能を積極的に監視することが求められる。

2025 年 6 月 16 日より、グレートブリテンにおける医療機器の規制方法に関する画期的な変革が施行されている。これは医薬品・医療機器規制庁（MHRA）による英国の医療機器規制制度の包括的な改革の一環である。

新たな市販後監視（PMS）規則により、医療機器製造業者は、すでに使用されている製品の安全性および性能を積極的に追跡することが求められる。これにより、安全性上の問題をより早期に特定し、インシデントや新たなリスクに迅速に対応することで、患者および国民の保護が強化される。

今回の改革は、2025 年 6 月 16 日以降にグレートブリテン市場に投入されるすべての UKCA マークおよび CE マーク付き医療機器に適用される。これには、血糖値モニタや前立腺特異抗原（PSA）検査などの体外診断用医療機器（IVD）、ペースメーカーや人工内耳などの能動埋込型医療機器、そして病院、診療所、家庭で使用される多様な技術が含まれる。

本規則により、すべての製造業者は、使用中の機器を監視する有効な体制を整備し、安全性データを網羅的に収集し、重大インシデントを報告し、問題発生時に迅速に対応することが義務付けられる。また、

新たな傾向報告要件により、MHRA および業界がパターンを早期に把握し、患者を守るため、より早い段階で介入することが可能となる。

今回の新たな PMS 規則は、将来的な改革の基盤となり、国際的な承認ルートの導入など、安全かつ有効なイノベーションへのアクセス改善を支援することを目的としている。これは、患者の安全とライフサイエンス分野のイノベーションの双方を支援する規制枠組みに対する英国の幅広い取り組みの一部である。

製造業者は、実使用環境における安全性および性能に関するデータを収集・評価し、重大インシデントをこれまでの 30 日以内から 15 日以内に MHRA へ報告しなければならない。また、患者の安全に関する重要な通知（フィールド・セーフティ・ノーティス）については、ユーザへの配布前に MHRA に提出して確認を受ける必要がある。さらに、PMS 報告書または定期安全性更新報告書（PSUR）は、MHRA からの要請後 3 日以内に提出しなければならない。リスクの高い医療機器については、UK 承認機関がこれらの報告を監視し、より厳格な審査が行われる。

新たに導入されるデータ分析報告要求事項はすべての医療機器に適用されるが、特にリスクの低い機器の監視強化において有効とされる。これらのルールにより、製造業者は機器の性能を定期的に要約・評価することが求められる。

製造業者向けの包括的なガイダンスは 2025 年 1 月に発行されており、業界からの貴重な意見を踏まえて更新されている。MHRA は、実務への明確な適用と整合性を確保するため、今後もフィードバックを歓迎する。

新たな PMS 規則により導入された主な変更点:

- 実使用データの収集強化: 製造業者は、機器が日常的にどのように機能しているかについて、統一的なアプローチでデータを収集・評価し、安全性や性能の問題をより効果的に検出できるようにしなければならない。

- 事案報告の対象拡大: 副作用に関連する重大事案も報告対象となり、機器の性能に関するより包括的な情報が得られる。

- 重大インシデントの報告期限短縮: 重大インシデントは、これまでより迅速に MHRA へ報告する必要があり、これにより規制対応が迅速化される。

- 傾向報告および要約報告: 新たなデータ分析報告オプションにより、製造業者や規制当局に過度な負担をかけずに傾向の早期検出が可能になる。

- リスク低減および情報提供の明確化: 製造業者には、リスクを評価・管理し、安全性上の問題が生じた際には速やかにユーザへ通知する責任が強化される。

https://www.gov.uk/government/news/first-major-overhaul-of-medical-device-regulation-comes-into-force-across-great-britain
Source: gov.uk

EU: CENELEC: 新規格リスト

EMC、安全関連規格　　DAV: 2025-06-21 to 2025-07-20 発行

「IEC 規格との同等性**」欄中で、IEC、CISPR 規格に(MOD)と表示されているものは当 EN 規格が IEC、CISPR 規格に変更を加え作成されたことを、(EQV)と表示されているものは変更が加えられていないことを意味する。

(7) Estimated dates to be confirmed at the publication of the standards.

参照	タイトル	関係指令	IEC 規格との同等性**	DOW 等日付
EMC 関連(2014/30/EU 関連、その他関連)				
EN IEC 55011:2025	工業用, 科学用及び医療用機器－無線周波妨害特性－限度値及び測定方法 Industrial, scientific and medical equipment - Radio-frequency disturbance characteristics - Limits and methods of measurement	2014/30/EU	CISPR 11:2024 (EQV)	DAV 2025-07-04 DOA *2026-01-31*(7) DOP 2026-07-31 DOW *2028-07-31*(7)
EMC、安全関連(2014/30/EU、2014/35/EU、その他関連)				
EN IEC 60730-2-8:2025	自動電気制御装置－第 2-8 部: 機械的要求事項を含む電動式水弁の特定要求事項 Automatic electrical controls - Part 2-8: Particular requirements for electrically operated water valves, including mechanical requirements	2014/30/EU, 2014/35/EU	IEC 60730-2-8:2025 (EQV)	DAV 2025-07-11 DOA *2026-01-31*(7) DOP 2026-07-31 DOW *2028-07-31*(7)
EN IEC 60730-2-23:2025	自動電気制御装置－第 2-23 部: 電気センサーおよびセンシング素子に対する特定要求事項 Automatic electrical controls - Part 2-23: Particular requirements for electrical sensors and sensing elements	-	IEC 60730-2-23:2025 (EQV)	DAV 2025-06-27 DOA *2025-12-31*(7) DOP 2026-06-30 DOW *2028-06-30*(7)
EN IEC 60947-3:2021/A1:2025	低電圧開閉装置及び制御装置－第 3 部: スイッチ、断路器、スイッチ断路器及びヒューズ組合せ装置 Low-voltage switchgear and controlgear - Part 3: Switches, disconnectors, switch-disconnectors and fuse-combination units	2014/30/EU, 2014/35/EU	IEC 60947-3:2020/ AMD1:2025 (EQV)	DAV 2025-06-27 DOA *2025-12-31*(7) DOP 2026-06-30 DOW *2028-06-30*(7)
EN IEC 60947-7-1:2025	低電圧開閉装置及び制御装置－第 7-1 部: 補助機器－銅線用端子台 Low-voltage switchgear and controlgear - Part 7-1: Ancillary equipment - Terminal blocks for copper conductors	2014/35/EU	IEC 60947-7-1:2025 (EQV)	DAV 2025-06-27 DOA *2025-12-31*(7) DOP 2026-06-30 DOW *2028-06-30*(7)
EN IEC 60947-9-2:2025	低電圧開閉装置及び制御装置－第 9-2 部: アクティブアーク障害軽減システム－光学ベースの内部アーク検出および軽減デバイス Low-voltage switchgear and controlgear - Part 9-2: Active arc-fault mitigation systems - Optical-based internal arc-detection and mitigation devices	2014/30/EU, 2014/35/EU	IEC 60947-9-2:2021 (EQV)	DAV 2025-07-11 DOA *2026-01-31*(7) DOP 2026-07-31 DOW *2028-07-31*(7)

参照	タイトル	関係指令	IEC 規格との同等性**	DOW 等日付
安全関連(低電圧指令 2014/35/EU、機械指令 2006/42/EC、ATEX 指令 2014/34/EU、その他関連)				
EN ISO 22734-1:2025	水電解を用いる水素発生器－第 1 部: 安全性(ISO 22734-1:2025) Hydrogen generators using water electrolysis - Part 1: Safety (ISO 22734-1:2025)	-	ISO 22734-1:2025 (EQV)	DAV 2025-07-09 DOA *2025-10-31*(7) DOP 2026-01-31 DOW *2026-01-31*(7)
EN IEC 60269-3:2025	低電圧ヒューズ－第 3 部: 非熟練者による操作用ヒューズの補足要求事項(主に家庭用および類似用途のヒューズ) －ヒューズ A - F の標準化システムの例 Low-voltage fuses - Part 3: Supplementary requirements for fuses for operation by unskilled persons (fuses mainly for household and similar applications) - Examples of standardized systems of fuses A to F	2014/35/EU	IEC 60269-3:2024 (EQV)	DAV 2025-06-27 DOA *2025-12-31(7)* DOP 2026-06-30 DOW *2028-06-30(7)*
EN IEC 60269-4:2025	低電圧ヒューズ－第 4 部: 半導体素子の保護のためのヒューズリンクの補足要求事項 Low-voltage fuses - Part 4: Supplementary requirements for fuse-links for the protection of semiconductor devices	2014/35/EU	IEC 60269-4:2024 (EQV)	DAV 2025-06-27 DOA *2025-12-31(7)* DOP 2026-06-30 DOW *2028-06-30(7)*
EN IEC 60335-2-34:2023/A12:2025	家庭用及び類似用途の電気機器－安全性－第 2-34 部:電動圧縮機の特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety - Part 2-34: Particular requirements for motor-compressors	2006/42/EC, 2014/35/EU	-	DAV 2025-07-18 DOA *2026-01-31*(7) DOP 2026-07-31 DOW *2028-07-31*(7)
EN IEC 61169-1-9:2025	無線周波数コネクター第 1-9 部: 機械試験方法－安全ワイヤー穴の引き抜き Radio-frequency connectors - Part 1-9: Mechanical test methods - Safety wire hole pull-out	-	IEC 61169-1-9:2025 (EQV)	DAV 2025-06-27 DOA *2025-12-31*(7) DOP 2026-06-30 DOW *2028-06-30*(7)
EN IEC 62841-2-7:2024/AC:2025-07	電動式手持ち形、可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第 2-7 部: 手持ち式スプレーガンの特定要求事項 Electric motor-operated hand-held tools, transportable tools and lawn and garden machinery - Safety - Part 2-7: Particular requirements for hand-held spray guns	2006/42/EC	-	DAV 2025-07-04 DOA - DOP - DOW -
EN IEC 62868-2-1:2021/A1:2025	一般照明用の有機発光ダイオード(OLED)光源－安全性－第 2-1 部: 特定要求事項－半統合型 OLED モジュール Organic light emitting diode(OLED) light sources for general lighting - Safety - Part 2-1: Particular requirements - Semi-integrated OLED modules	2014/35/EU	IEC 62868-2-1:2020/ AMD1:2025 (EQV)	DAV 2025-06-27 DOA *2025-12-31*(7) DOP 2026-06-30 DOW *2028-06-30*(7)
EN IEC 62868-2-2:2021/A1:2025	一般照明用の有機発光ダイオード(OLED)光源－安全性－第 2-2 部: 特定要求事項－統合された OLED モジュール	2014/35/EU	IEC 62868-2-2:2020/ AMD1:2025 (EQV)	DAV 2025-06-27 DOA *2025-12-31(7)* DOP 2026-06-30 DOW *2028-06-30(7)*

参照	タイトル	関係指令	IEC 規格との同等性**	DOW 等日付
	Organic light emitting diode(OLED) light sources for general lighting - Safety - Part 2-2: Particular requirements - Integrated OLED modules			
省エネ関連(ErP 指令 2009/125/EC)				
				DAV DOA DOP DOW
その他				
EN 50463-4:2017/A1:2025	鉄道アプリケーション－列車のエネルギー測定－第 4 部: コミュニケーション Railway applications - Energy measurement on board trains - Part 4: Communication	2016/797/EU		DAV 2025-07-04 DOA *2026-01-31*(7) DOP 2026-07-31 DOW *2028-07-31*(7)

DAV: Date of availability(CENELEC から各国での入手可能日)
DOA: Date of announcement(加盟国での最終存在通知日)
DOP: Date of publication(加盟国での最終発行/施行日)
DOW: Date of withdrawal(矛盾国内規格の撤回日)

https://www.cenelec.eu/dyn/www/f?p=104:105:2935921652688701::::FSP_LANG_ID:25
Source: CENELEC

EU: ETSI: 新規格リスト

ERM 関連
承認手続き又は発行済み刊行物 from 2025-06-21 up to 2025-07-18

文書番号 Document number / Work item / Technical Body(WG)	タイトル Title

本表中の文書は、次の ETSI ダウンロード区域ページ Download area webpage を訪問し、サーチをかけることにより、ダウンロードできる。

https://portal.etsi.org/home.aspx
Source: ETSI: European Telecommunications Standards Institute

オーストラリア: AS/NZS 新規格リスト

AS/NZS 新規格リスト　　Standards Australia Store
From 2025-06-21 up to 2025-07-20

EMC 関連

規格番号	タイトル
-	-

安全関連

規格番号	タイトル
AS/NZS 5368:2025	鉱山や採石場の電気設備 Electrical equipment in mines and quarries
AS 12401:2025	スモールクラフトーデッキの安全ハーネスと安全ラインー安全要件と試験方法(ISO 12401:2009, MOD) Small craft - Deck safety harness and safety line - Safety requirements and test methods (ISO 12401:2009, MOD)
AS/NZS 60335.2.6:2025	家庭用及び類似用途の電気機器ー安全性ー第 2-6 部:クッキングレンジ、ホブ、オーブン及び類似機器の特定要求事項(IEC 60335-2-6:2024, MOD) Household and similar electrical appliances - Safety, Part 2.6: Particular requirements for stationary cooking ranges, hobs, ovens and similar appliances (IEC 60335-2-6:2024, MOD)
AS/NZS 60335.2.12:2025	家庭用及び類似用途の電気機器ー安全性ー第 2-12 部:ウォーミングプレート及び類似機器の特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety, Part 2.12: Particular requirements for warming plates and similar appliances
AS/NZS 60335.2.25:2025	家庭用及び類似用途の電気機器ー安全性ー第 2-25 部:電子レンジセットを含む電子レンジの特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety, Part 2.25: Particular requirements for microwave ovens, including combination microwave ovens
AS/NZS 60335.2.26:2025	家庭用及び類似用途の電気機器ー安全性ー第 2 部:刻時機構の特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety, Part 2.26: Particular requirements for clocks
AS/NZS 60335.2.90:2025	家庭用及び類似の電気機器 - 安全性ー第 2-90 部:業務用電子レンジの特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety, Part 2.90: Particular requirements for commercial microwave ovens
AS/NZS 60335.2.108:2025	家庭用及び類似用途の電気機器ー安全性ー第 2-108 部:電解装置の特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety, Part 2.108: Particular requirements for electrolysers (IEC 60335-2-108:2024, MOD)
AS/NZS 60335.2.110:2025	家庭用及び類似の電気機器ー安全性ー第 2-110 部:インサーション又は接触アプリケータをもつ業務用電子レンジの特定要求事項 Household and similar electrical appliances - Safety, Part 2.110: Particular requirements for commercial microwave appliances with insertion or contacting applicators
AS/NZS 61558.2.8:2025	変圧器、リアクトル、電源ユニットおよびこれらの組み合わせの安全性ー第 2-8 部:ベルおよびチャイム用の変圧器および電源装置の特定の要件およびテスト Safety of transformers, reactors, power supply units and combinations thereof, Part 2.8: Particular requirements and tests for transformers and power supply units for bells and chimes
AS/NZS 61558.2.9:2025	変圧器、リアクトル、電源ユニットおよびこれらの組み合わせの安全性ー第 2-9 部:クラス III ハンドランプ用変圧器および電源ユニットの特定要求事項および試験

規格番号	タイトル
	Safety of transformers, reactors, power supply units and combinations thereof, Part 2.9: Particular requirements and tests for transformers and power supply units for class III handlamps
AS/NZS 61558.2.23:2025	変圧器、リアクトル、電源ユニットおよびこれらの組み合わせの安全性－第 2-23 部：建設現場用の変圧器および電源装置の特定の要件および試験 Safety of transformers, reactors, power supply units and combinations thereof, Part 2.23: Particular requirements and tests for transformers and power supply units for construction sites
AS/NZS 62841.2.16:2025	電動式手持ち形、可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第 2-16 部：手持ち式ファスナー打ち込み工具の特定要求事項 Electric motor-operated hand-held tools, transportable tools and lawn and garden machinery - Safety, Part 2.16: Particular requirements for hand-held fastener driving tools
AS/NZS 62841.2.18:2025	電動式手持ち形、可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第 2-18 部：手持ち式結束工具の特定要求事項 Electric motor-operated hand-held tools, transportable tools and lawn and garden machinery - Safety, Part 2.18: Particular requirements for hand-held strapping tools
AS/NZS 62841.2.19:2025	電動式手持ち形、可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第 2-19 部：手持ちジョインターの特定要求事項 Electric motor-operated hand-held tools, transportable tools and lawn and garden machinery - Safety, Part 2.19: Particular requirements for hand-held jointers
AS/NZS 62841.2.20:2025	電動式手持ち形、可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第 3-15 部：可搬型磁気ドリルの特定要求事項電動式手持ち形，可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第 2-20 部：手持ちバンドソーの特定要求事項 Electric motor-operated hand-held tools, transportable tools and lawn and garden machinery - Safety, Part 2.20: Particular requirements for hand-held band saws
AS/NZS 62841.2.23:2025	電動式手持ち形、可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第 2-23 部：手持ち式ダイグラインダーおよび小型回転工具の特定要求事項 Electric motor-operated hand-held tools, transportable tools and lawn and garden machinery - Safety, Part 2.23: Particular requirements for hand-held die grinders and small rotary tools
AS/NZS 62841.3.3:2025	電動式手持ち形、可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第 3-3 部：可搬式プレーナーおよび厚み調整機の特定要求事項 Electric motor-operated hand-held tools, transportable tools and lawn and garden machinery - Safety, Part 3.3: Particular requirements for transportable planers and thicknessers
AS/NZS 62841.3.11:2025	電動式手持ち形、可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第 3-1 部：移動可能な複合型マイターソーとベンチソーの特定要求事項 Electric motor-operated hand-held tools, transportable tools and lawn and garden machinery - Safety, Part 3.11: Particular requirements for transportable combined mitre and bench saws
AS/NZS 62841.3.15:2025	電動式手持ち形、可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第 3-15 部：可搬型磁気ドリルの特定要求事項 Electric motor-operated hand-held tools, transportable tools and lawn and garden machinery - Safety, Part 3.15: Particular requirements for transportable magnetic drills

省エネ関連

規格番号	タイトル
-	-

https://www.standards.org.au/
Source: Standards Australia Limited

中国: CNCA:「製品カーボンフットプリントラベル認証パイロット認証目録（第 1 次）」発行に関する通知

Summary
市場監督総局、生態環境部、工業・情報化部は、《製品カーボンフットプリント表示パイロット認証目録（第 1 次）》を策定した。

発行日: 2025 年 7 月 10 日　　市監認証発〔2025〕57 号

《製品カーボンフットプリント表示認証パイロットリストの公表に関する市場監督総局などの通知》（国市監認証発〔2024〕124 号）に基づき、市場監督総局、生態環境部、工業・情報化部は、製品のカーボンフットプリント算定基準の整備状況を踏まえて、《製品カーボンフットプリントラベル認証パイロット認証目録（第 1 弾）》を策定した。ここに送付するので、実情に応じて着実に実施されたい。

製品カーボンフットプリントラベル認証パイロット認証目録（第一次）（抜粋）

番号	パイロット対象製品	認証目録
1	リチウム電池	消費型リチウムイオン電池
2		小動力用リチウムイオン電池
3		大動力用リチウムイオン電池
4		蓄電用リチウムイオン電池
5	太陽光発電製品	太陽光モジュール
9	繊維製品（カシミヤ製品を含む）	繊維製品
10	電気・電子製品（エアコン）	ルームエアコン
11	電気・電子製品（コンピュータ）	デスクトップパソコン
12	電気・電子製品（ノートパソコン）	携帯型パソコン
13	電気・電子製品（電動機）	小型電動モータ

https://www.cnca.gov.cn/zwxx/tz/2025/art/2025/art_5f71e08121e5476eb7561594fb518d85.html
Source: CNCA 国家認証認可監督管理委員会

中国: CQC: 電動物干し機の安全性・EMC 及び性能関連の認証実施規則の改訂通知

Summary
中国 CQC は、CQC14-448138-2023《電動物干し機の安全性・電磁両立性及び性能に関する認証実施規則》」を改訂した。2025 年 7 月 14 日から CQC は改訂後の実施規則に基づいて認証を行い、認証書を発行する。発行済みの認証書については、自然な移行を通じて、新規則への切り替えを完了させる。

公開日: 2025 年 7 月 14 日

GB/T 4706.123-2024《家庭用およびこれに類する電気機器の安全 第 123 部: 電動物干し機に関する個別要求事項》(以下“新版規格”) は 2024 年 10 月 26 日に公布され、2026 年 11 月 1 日より施行される予定である。これに伴い、中国 CQC は、この新版規格を適用する認証規則、CQC14-448138-2023《電動物干し機の安全性・電磁両立性及び性能に関する認証実施規則》」を改訂した。関連する業務小分類番号は【008082】である。

一、規則の主な改訂内容
1、適用規格として GB/T 4706.123-2024 を追加。
2、以下の箇条における記載内容を調整:
“3.3 受理と審査”、“3.4 認証計画の策定”、“6 再評価および認証決定”、“7.1.4 監督検査の結論”

二、実施に関する要求事項
1、本通知の発出日より、CQC は改訂後の実施規則に基づいて認証を行い、認証書を発行する。
2、発行済みの認証書については、有効期限到来時の更新、製品変更、標準変更等の自然な移行を通じて、新規則への切り替えを完了させる。
3、認証申請は CQC ウェブサイトを通じて行うことができる。詳しくは CQC 製品認証二部の担当エンジニアに問い合わせのこと。
---
https://www.cqc.com.cn/www/chinese/c/2025-07-14/599044.shtml
Source: CQC 中国品質認証センター

中国: CQC: 蓄電用リチウム電池及び電池パックの安全認証業務の開始に関する通知

Summary
中国 CQC は、蓄電用リチウムイオン電池及び電池パックに関する安全認証業務を立ち上げ、開始した。CQC の新エネルギー製品認証部では、これら製品の認証申請の受付を開始済み。

公開日: 2025 年 7 月 9 日
中国 CQC は、蓄電用リチウムイオン電池及び電池パックに関する安全認証業務を立ち上げ、開始した。具体的な情報は以下のとおり。

製品名: 蓄電用リチウム蓄電池および電池パック
業務コード: 024033
認証規則: CQC13-464220-2025《蓄電用リチウム蓄電池および電池パック安全認証規則》
適用規格: GB 44240-2024《蓄電システム用リチウム蓄電池および電池パックの安全要求事項》

CQC 新エネルギー製品認証部は、上記製品に関する認証申請の受付をすでに開始しており、CQC の公式ウェブサイトを通じて申請可能。詳細については、新エネルギー製品認証部の担当技術者まで。
---
https://www.cqc.com.cn/www/chinese/c/2025-07-09/598995.shtml
Source: CQC 中国品質認証センター

中国: CQC: 電動式のバランスカーとキックボード用リチウムイオン電池及び電池パックの認証における新版規格と実施規則の実施に関する通知

Summary
中国 CQC は、CQC11-464227-2023《電動バランスカー用リチウムイオン電池及び電池パックの認証規則》を改訂した。2025 年 6 月 23 日により、新版の認証規則に基づき申請が受理される。旧版の認証規則に基づいて発行された認証書は引き続き有効であり、認証書の切替えは、有効期限満了時の更新、製品変更、基準改定などの自然な移行方式により実施される。

公開日: 2025 年 6 月 23 日

中国 CQC は、CQC11-464227-2023《電動バランスカー用リチウムイオン電池及び電池パックの認証規則》を改訂した。関連する認証業務のカテゴリは 001135 である。改訂内容と実施要求事項を以下の通り通知する。

一、実施規則の主な改訂内容

1. 本規則の名称を“電動式のバランスカーとキックボード用リチウムイオン電池及び電池パックの認証規則”に変更した。

2. 4.2.1 項で認証規格を GB/T 40559-2021 に代えて GB 40559-2024 に修正した。

3. 附属書 1 の“電動式のバランスカーとキックボード用リチウムイオン電池及び電池パック”の認証工場の品質管理試験要求事項を改訂した。

二、新版規則の実施に関する要求事項

1. 本通知の発出日から、CQC は新版認証規則に基づく認証委託の受理を開始する。認証委託人は、新版の《電動式のバランスカーとキックボード用リチウムイオン電池と電池パックの認証規則》に基づき、認証委託を行うこと。CQC は新版規則に基づき認証書を発行する。

2. 旧版の《電動バランスカー用リチウムイオン電池及び電池パック認証規則》に基づいて発行された認証書は引き続き有効であり、認証書の切替えは、有効期限満了時の更新、製品変更、基準改定などの自然な移行方式により実施される。

3. 関係するすべての試験所は、新版規格での試験能力をできるだけ早く CQC に報告し、新版規格に基づく試験所認定・認可の取得状況も速やかに提出すること。

https://www.cqc.com.cn/www/chinese/c/2025-06-23/598882.shtml
Source: CQC 中国品質認証センター

中国: 新規格リスト

中国国家規格承認 発布公告 Announcement of Newly Approved National Standards of P. R. China
2025/07/20 現在、2025 年 14 号～16 号（发布日期(Issue Date): 2025-06-21 to 2025-07-20）の情報から

次のキーワード検索にヒットする規格: 电磁兼容, 电骚扰, 安全, 骚乱, 能源效率, 人体暴露, 爆炸性环境, Electromagnetic compatibility, EMC, emission, energy efficiency, disturbance, human exposure, immunity, interference, safety

EMC 関連

Standard Number 标准号	Title 标准名称	Replaced Standard 代替标准号	Execute Date 实施日期
GB/T 18268.1-2025	测量、控制和实验室用的电设备 电磁兼容性要求 第 1 部分: 通用要求 Electrical equipment for measurement, control and laboratory use—EMC requirements—Part 1: General requirements	GB/T 18268.1-2010	2026-01-01

EMC、安全 Safety 関連

Standard Number 标准号	Title 标准名称	Replaced Standard 代替标准号	Execute Date 实施日期

安全 Safety 関連

Standard Number 标准号	Title 标准名称	Replaced Standard 代替标准号	Execute Date 实施日期
GB/T 4556-2025	往复式内燃机 防火 Reciprocating internal combustion engines—Fire protection	GB/T 4556-2001	2026-01-01
GB 18447-2025	拖拉机安全技术规范 Safety technical specifications for tractors	GB 18447.1-2008,GB 18447.2-2008,GB 18447.3-2008,GB 18447.4-2008	2026-07-01
GB/T 20988-2025	网络安全技术 信息系统灾难恢复规范 Cybersecurity technology—Disaster recovery specifications for information systems	GB/T 20988-2007,GB/T 30285-2013	2026-01-01
GB/T 21097-2025	家用和类似用途电器的安全使用年限和再生利用通则 General rules on safe service life and recycling for household and similar electrical appliances	GB/T 21097.1-2007	2026-01-01
GB/T 22080-2025	网络安全技术 信息安全管理体系 要求 Cybersecurity technology—Information security management systems—Requirements	GB/T 22080-2016	2026-01-01
GB/T 37085.308-2025	工业通信网络 行规 第 3-8 部分: CC-Link 系列功能安全通信行规 Industrial communication network—Profiles—Part 3-8: Functional safety communication profile of CC-Link family	GB/Z 37085-2018	2026-01-01

Standard Number 标准号	Title 标准名称	Replaced Standard 代替标准号	Execute Date 实施日期
GB/T 37228-2025	安全与韧性 应急管理 突发事件管理指南 Security and resilience—Emergency management—Guidelines for incident management	GB/T 37228-2018	2025-10-01
GB/T 45776-2025	燃气燃烧器和燃烧器具用安全和控制装置 特殊要求 多功能控制装置 Safety and control devices for gas burners and gas appliances—Particular requirements—Multifunctional controls	-	2026-01-01
GB/T 45874-2025	道路施工与养护机械设备 扫路机安全要求 Road construction and road maintenance machinery and equipment—Safety requirements of sweepers	-	2026-01-01
GB/T 45894-2025	肉类食品加工机械安全要求 Safety requirements for meat processing machinery	-	2026-01-01
GB/T 45909-2025	网络安全技术 数字水印技术实现指南 Cybersecurity technology—Implementation guideline of digital watermarking technology	-	2026-01-01
GB/T 45912-2025	科技馆展品全生命周期安全要求 Life cycle safety requirements for exhibits of science and technology museum	-	2026-01-01
GB/T 45929-2025	电动土方机械 安全要求 Electric earth—moving machinery—Safety requirements	-	2026-01-01
GB 45943-2025	建筑施工机械与设备 通用安全要求 Building construction machinery and equipment—Common safety requirements	-	2026-07-01

Energy efficiency 関連

Standard Number 标准号	Title 标准名称	Replaced Standard 代替标准号	Execute Date 实施日期
GB 32028-2025	投影机能效限定值及能效等级 Minimum allowable values of energy efficiency and energy efficiency grades for projectors	GB 32028-2015	2026-07-01

その他

Standard Number 标准号	Title 标准名称	Replaced Standard 代替标准号	Execute Date 实施日期

https://std.samr.gov.cn/noc
Source: SAC 中国国家标准化管理委员会

台湾: BSMI: 「玩具製品検査業務規定」が改正

Summary
「玩具製品検査業務規定」が改正され、2025 年 8 月 1 日より施行される。

経済部標準検験局令 2025 年 7 月 16 日　　経標検政字第 11430012070 号

「玩具製品検査業務規定」を改正、2025 年 8 月 1 日より施行する。改正版の「玩具製品検査業務規定」を添付する。

玩具製品検査業務規定 改正規定

三、玩具製品は、「商品危害リスク認定基準」に基づき評価されるものとし、低危害リスク玩具製品及び中危害リスク玩具製品（別紙 1）に分類され、次の検査方式が採用される。
（一）低危害リスク玩具商品: 適合宣言方式を採用する。
（二）中危害リスク玩具製品: 監視検査または認証登録（型式試験方式（方式二）＋型式適合宣言方式（方式三））の二方式併用を採用する。
なお、製品に低危害リスク玩具製品及び中危害リスク玩具製品の両方が含まれている場合は、上記（二）の方式に従って実施するものとする。
四、検査項目、サンプルの選定および試験方法については別紙 2 に定める。
五、監視検査の方法は以下のとおりとする：
（一）検査場所: 検査機関または本局が委託する検査機関。
（二）検査期間: サンプルが検査機関に到着した翌日から起算して 7 営業日。ただし、電動性または生物学的検査項目を含む場合は 10 営業日とする。
（三）商品検査マークに関する規定:
１、検査申請義務者は、検査機関に対し、本局が印刷した「C」記号の検査マークを購入するか、または自ら印刷する「M」記号および指定コードの検査マークの使用を申請することができる。
２、検査申請義務者が検査申請書にロット番号を記載し、かつ製品本体または最小包装にそのロット番号を表示している場合には、自ら検査マークを印刷することができる。識別番号は「M」記号、指定コード（7 桁のロット番号を含む）から構成され、基本図形の右側または下側に、上下に並列する形式で表示することにより、市場後の管理メカニズムおよび商品の追跡機能を確実にする。

例: 2007001【これは検査申請義務者が中華民国 109 年（西暦 2020 年）7 月に製造した第 1 ロットの玩具商品を示す。
第 1、第 2 桁は製造年の下 2 桁（20）、
第 3、第 4 桁は製造月（07）、
第 5～7 桁は通し番号（001）である。】

https://gazette.nat.gov.tw/egFront/
Source: BSMI 台湾経済部標準検験局

台湾: 新規格リスト

Index Server of Chinese National Standards(國家標準(CNS)檢索系統)
2025/07/20 現在、國家標準最新制定、修訂、廃止、勘誤明細表(2025/06/23、2025/07/01、2025/07/15)

EMC 関連

General No.	Classified No.	Name
-	-	-

安全 Safety 関連

General No.	Classified No.	Name
CNS 14985-3	C4499-3	電氣配件－家用及類似裝置用過電流保護斷路器－第 3 部: 直流操作用斷路器 Electrical accessories – Circuit-breakers for overcurrent protection for household and similar installations – Part 3: Circuit-breakers for DC operation
CNS 62471-7	C4656-7	光源及光源系統之光生物安全性－第 7 部: 主要發射可見光輻射之光源及燈具 Photobiological safety of lamps and lamp systems − Part 7: Light sources and luminaires primarily emitting visible radiation

https://www.cnsonline.com.tw/
Source: Online Service 国家標準(CNS)検索系統

韓国: RRA: 電磁波吸収率測定基準の一部改正（案）行政予告

Summary
「電磁波吸収率測定基準」の一部改正に関する行政予告。主な内容は下記のとおり。
イ. 電磁波吸収率の測定に関する詳細は、KS C 3350 国家規格を適用
ロ. 告示の施行日及び経過措置の設定
ハ. 告示の適用範囲に係わる行政規則(電磁波人体保護基準)の箇条番号の明示及びそれに伴う文言の整備
ニ. 不要な略称及び箇条番号の削除、意味の重複している文言、標準化機関のハングル併記名称など編集的な語句の整備

登録日　2025-06-25　　期間　2025-06-25 ~ 2025-08-25
国立電波研究院公告　第 2025-44 号
「電磁波吸収率測定基準」の一部を改正するにあたり、国民にあらかじめ知らせて意見を取りまとめるため、その趣旨と主な内容を「行政手続法」第 46 条の規定により次のように公告する。
2025 年 6 月 25 日　　国立電波研究院長

「電磁波吸収率測定基準」一部改正(案) 行政予告

1. 改正理由

イ. 電磁波吸収率測定方法として IEC TC106 の国際規格(IEC/IEEE 62209-1528:2020)を反映して統合制定された国家規格(KS C 3350)を適用することによる、測定方法の冗長性解消及び電磁波に対する人体の安全確保
ロ. 国家規格(KS C 3350)に関して、製造業者、試験機関の適合性評価対応及び告示の安定的施行のための猶予期間の確保
ハ. 関連行政規則(電磁波人体保護基準)の箇条番号の明示など、告示の適用範囲に帯する意味の明確化
ニ. 編集上の語句の整備による形式及び用語の一貫性の維持

2. 主な内容

イ. 電磁波吸収率の測定に関する詳細は、KS C 3350 国家規格を適用(案 第 3 条第 1 項)
ロ. 告示の施行日及び経過措置の設定(案 附則第 1 条及び第 2 条)
ハ. 告示の適用範囲に係わる行政規則(電磁波人体保護基準)の箇条番号の明示及びそれに伴う文言の整備（案 第 2 条）
ニ. 不要な略称及び箇条番号の削除、意味の重複している文言、標準化機関のハングル併記名称など編集的な語句の整備(案 第 1 条、第 2 条、第 3 条第 1 項及び第 2 項)

https://www.rra.go.kr/ko/notice/policyList_view.do?pc_seq=942&pc_type=1&pc_status=&searchCon=&searchTxt=&sortOrder=
Source: RRA

韓国: RRA: 「放送通信機材等の適合性評価に関する告示」一部改正（案）行政予告

Summary
「放送通信機材等の適合性評価に関する告示」一部改正（案）行政予告。改正理由は、自主適合確認制度の導入および対象機器の分類体系改編の施行以降に運用上生じた不備を改善・補完し、法制処による行政規則における難解な用語の整理事業に従って、告示上の用語を平易化し、曖昧な表現の一部規定を明確化するため。

告示（公告）日　2025-07-23　　国立電波研究院公告　第 2025-58 号

「放送通信機資材等の適合性評価に関する告示」の一部を改正するにあたり、国民にあらかじめ知らせ、意見を取りまとめるため、その趣旨と主な内容を「行政手続法」第 46 条の規定により、次のとおり公告する。　　2025 年 7 月 23 日　　国立電波研究院長

「放送通信機材等の適合性評価に関する告示」一部改正（案）行政予告

1. 改正理由

自主適合確認制度の導入および対象機器の分類体系改編の施行以降に運用上生じた不備を改善・補完し、法制処による行政規則における難解な用語の整理事業に従って、告示上の用語を平易化し、曖昧な表現の一部規定を明確化するため。

2. 改正内容

イ. 自主適合確認制度の不備の補完
（第 2 条第 1 項第 9 号、第 5 条第 4 項、第 8 条第 1 項、第 10 条第 1 項第 3 号バ目、第 11 条第 3 項、第 23 条第 4 項第 4 号、別表 5 第 1 号）
識別符号の申請根拠の整備、適合認証（登録）機器と組み合わされた複合機器の申請手続の明文化、表示基準および文言の誤りの改善・補完。

ロ. 適合性評価対象機器の明確化・現行化
（第 8 条第 4 項、第 17 条第 3 項第 2 号、第 21 条第 4 項第 1 号・第 2 号、別表 1 第 7 号・第 8 号・第 10 号・第 11 号）
電磁波適合性分野の対象機器の定義補完、一部機器の再分類、産業環境で使用される機器の除外対象の明確化など。

ハ. 適合性評価に関する用語整備および規定の明確化
（第 2 条第 1 項第 5 号、第 3 条第 1 号、第 4 条第 1 項第 2 号、第 5 条第 7 項、第 9 条、第 16 条第 2 項第 1 号、第 17 条第 3 項第 2 号、第 18 条第 1 項、第 18 条第 2 項第 2 号・第 3 号、第 19 条第 2 項、第 22 条第 2 項第 2 号、第 22 条第 3 項第 3 号、第 27 条第 1 項第 2 号、第 28 条、別表 1 第 1 号・第 3 号・第 4 号・第 7 号・第 11 号、別紙第 1 号・第 4 号・第 5 号・第 6 号・第 7 号・第 8 号・第 10 号・第 12 号・第 13 号・第 17 号・第 18 号・第 19 号・第 20 号様式）
適合性評価に関する告示上の難解な漢字語、外来語、専門用語などを分かりやすい用語に修正し、曖昧な表現を含む一部の規定を明確化。

添付文書

- 行政予告公告文（放送通信機資材等の適合性評価に関する告示の一部改正案）.pdf
- 放送通信機材等の適合性評価に関する告示の一部改正(案).pdf

https://www.rra.go.kr/ko/notice/policyList_view.do?pc_seq=943&pc_type=1&pc_status=&searchCon=&searchTxt=&sortOrder=
Source: RRA

韓国: KS 新規格リスト

韓国 KSSN（한국표준정보망）From 2025-6-21 up to 2025-7-20

EMC（전자기 적합성）関連

規格番号	タイトル
-	-

安全関連

規格番号	タイトル
KS B ISO 23553-1	오일 버너와 오일 연소 기기에 대한 안전과 제어장치 — 특정 요구사항 — 제 1 부: 자동과 반자동 밸브 Safety and control devices for oil burners and oil-burning appliances — Particular requirements — Part 1: Automatic and semi-automatic valves

省エネ関連

規格番号	タイトル
KS B ISO 14955-4	공작기계 — 공작기계 환경 영향 평가 — 제 4 부: 금속 성형 공작기계와 레이저 가공 공작기계의 에너지 효율 측정 원칙 Machine tools — Environmental evaluation of machine tools — Part 4: Principles for measuring metal-forming machine tools and laser processing machine tools with respect to energy efficiency

https://www.kssn.net/ks/indsearch.do?kwd=&category=TOTAL&subCategory=&reSrchFlag=false&pageNum=1&pageSize=20&preKwd=&callLoc=&preKwd=&sort=d&startDate=&endDate=&selectbox1=&selectbox2=&selectbox3=&balgan=all&wonmunYn=N

Source: Korean Standards Service Network

総務省：情報通信審議会　情報通信技術分科会　電波有効利用委員会（第４回）会議資料

Summary
情報通信審議会　情報通信技術分科会　電波有効利用委員会（第4回）の会議資料が公表された。電波の利用環境の在り方（電波の安全性、電波の安全性に関する情報発信・啓発、近接接合型WPTの制度運用の在り方）、無線設備の認証の在り方検討作業班の設置についてなど。

日時　　令和７年７月 18 日（金）　13 時 00 分～15 時 00 分

議事次第
1．開会
2．議事
（1）委員会報告（案）「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「電波の利用環境の在り方」について
（2）無線設備の認証の在り方検討作業班の設置について
（3）事業者へのヒアリング
3．閉会

配布資料
資料４－１　電波有効利用委員会報告（案）「電波の利用環境の在り方」（概要）
資料４－２　電波有効利用委員会報告（案）「電波の利用環境の在り方」
資料４－３　無線設備の認証の在り方検討作業班の設置について（案）
資料４－４　KDDI 株式会社提出資料
資料４－５　楽天モバイル株式会社提出資料
参考資料４－１　今後の想定スケジュール

議事概要
準備ができ次第、公開いたします。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/denpa_yukoriyo/02kiban09_04000662.html
Source：総務省

総務省：令和６年度無線設備試買テスト取りまとめの公表

Summary
令和６年度の無線設備試買テストの取りまとめが公表された。ショッピングサイトなどで流通している無線設備のうち、無線局免許の手続きや技術基準への適合性に関する記載がなく、微弱無線設備の基準に適合しないと推定される無線設備 204 機種に対して測定を行い、153 機種で微弱無線設備の基準に適合しないことが確認された。

令和７年６月 30 日
　インターネットショッピングサイト等で流通している無線設備のうち、無線局免許の手続きや技術基準への適合性に関する記載がなく、微弱無線設備の基準に適合しないと推定される無線設備 204 機種を購入し、測定を行いました。
　その結果、工事設計認証取得設備等、微弱無線設備の基準とは別の基準に基づく無線設備を除いた 153 機種で微弱無線設備の基準に適合しないことを確認しました。結果の概要は別紙１のとおりです。
　無線設備の測定結果等の詳細については、総務省電波利用ポータルにて公表しています。

https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/illegal/result/index.htm
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban17_02000063.html
Source：総務省

経済産業省: 電気用品安全法の技術基準解釈見直しアクションシートの公表について

Summary
日本特有の基準を「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）」別表第 1 から別表第 11 に示した上で、別表第 12 に整合規格として JIS 等公的規格を積極的に採用し、整合規格が整備された分野から別表第 12 への一本化が進められてきた。この中で、JIS 等公的規格の整備が進まず整合規格が採用できない等の課題が顕在化したことから、「いつ」「誰が」「何をする」かを整理したアクションシートが取りまとめられた。

電気用品安全法の技術基準解釈見直しアクションシートの公表について

平成 25 年 7 月 1 日、電気用品の技術上の基準を定める省令（技術基準省令）の全面改正を行い、品目ごとに技術基準省令を詳細に定める仕様規定から、電気用品の安全に必要な性能を定めた性能規定とする改正を行いました。

また、事業者が性能規定化された技術基準省令を満たす目安として、従来の我が国特有の基準を「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）」別表第 1 から別表第 11 に示した上で、別表第 12 に整合規格として JIS 等公的規格を積極的に採用し、整合規格が整備された分野から別表第 12 への一本化を進めてきました。

この中で、JIS 等公的規格の整備が進まず整合規格が採用できない等の課題が顕在化したことから、「いつ」「誰が」「何をする」かを整理したアクションシートを取りまとめました。

1. 電気用品安全法の技術基準解釈見直しアクションシート
   - 電気用品安全法の技術基準解釈見直しアクションシート（PDF 形式：991KB）
   - 電気用品安全法の技術基準解釈見直しアクションシートの概略（PDF 形式：1.2MB）
2. 委託事業報告書
   - 令和 6 年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業（電気用品安全法の規制対象品目及び技術基準解釈の見直し等に係る調査）報告書（PDF 形式：7.9MB）
   - 令和 6 年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業（電気用品安全法の規制対象品目及び技術基準解釈の見直し等に係る調査）報告書概要（PDF 形式：10.0MB）

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/topics.html#t3
Source: 経済産業省

経済産業省: 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達（案）に対する意見募集について: 別表第十二関連

Summary
電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正（整合規格の採用）に対する意見募集　　令和７年６月 24 日　　※意見募集終了（～令和７年７月 23 日）

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達について
令和７年６月　経済産業省製品安全課
改正概要 https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000294512

１．概要
電気用品の技術上の基準を定める省令（平成２５年経済産業省令第３４号）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示した「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（２０１３０６０５商局第３号)」について、この解釈の別表第十を別表第十二に一本化するための見直しを行う。また、別表第十二について、国際的な技術動向を反映させるための見直しを行う。

２．改正の内容
(1) 別表第十（雑音の強さ）については、旧来（平成２５年６月末時点）より日本特有の例示基準を、最新の国際規格等に準拠した別表第十二に一本化する整備を進めているところ、今般、最新の国際規格等に準拠した別表第十二の整合規格に一本化するための見直しを行う。

(2) 別表第十二については、最新の国際的な技術動向を反映させるため、採用済みの国際規格（ＩＥＣ規格）に準拠したＪＩＳを、最新版に置き換える等の見直しを行う。
・改正する規格の数：　９規格

改正区分	基準数
① 採用済のＩＥＣ規格に準拠したＪＩＳを、より新しい版に置き換えるもの	９規格
②未採用のＪＩＳを、新たに採用するもの	－

・猶予期間経過により削除する規格の数：１１規格
・廃止する規格の数：１規格

３．今後のスケジュール
(1) パブリックコメント：令和７年６月２４日（火）～令和７年７月２３日（水）
(2) 改正：令和７年８月末予定。ただし、この通達による改正後の別表第十及び別表第十二の規定の適用については、改正から３年間は、なお従前の例によることができるものとする（猶予期間を設けない J61347-2-13(H29) は除く)。

https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&Mode=0&id=595225020
Source: 経済産業省

社長の独り言

2025 年 7 月 21 日
濱口　慶一

暑さが続いていますが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。77 歳になった私のもとには、最近、知人が病に倒れたという知らせが多く届くようになり、少し気分が沈んでおります。それでも、体調面では改善が見られています。薬の効果と、昼食をコンソメスープのみにする習慣のおかげで、ヘモグロビン A1c は 6.6 まで下がり、体重も 35 歳当時の 83kg に戻すことができました。健康診断では特に問題は見つからず、PET 検査や MRI 検査の結果も良好です。

血圧がやや高いため薬を処方されていますが、夕方にビールを飲むと血圧が急に下がって、最高でも 110 程度になるため、これは良いことだと思い主治医に報告したところ、「ビールは非常に危険」と厳重に注意されました。血圧上昇の要因は血管の老化や老廃物の蓄積にあるそうで、アルコールがそれを溶かし、細い血管を詰まらせる危険があるとのこと。とはいえ、私は 3 日に 1 回と決めて、ビールを楽しんでいます。もし「ビールを飲むと頭が冴える」と感じている方がいれば、一度注意してみてください。

さて、お待たせしていた IECEE CB スキームの NCB（国内認証機関）としての当社の認証カテゴリの追加について、まもなく認定書が発行される段階に入りました。受注営業は IECEE（IEC 電気電子機器認証制度）事務局から進めるよう指示されておりますので、IEC 62368 や IEC 60335 シリーズなどの CB 証明の受注を開始いたします。今回のカテゴリ追加は、お客様の要望に加え、電気用品安全法における JIS 規格の IEC 化に備えたものです。将来的に JIS 規格が完全に IEC 規格と整合すれば、CB レポートをもって PSE（電気用品安全法）認証が可能になるのではと期待しています。

さらに、2025 年 6 月 16 日には、経済産業省の日本産業標準調査会基本政策部会より「新たな基準認証政策の展開 ― 日本型標準加速化モデル 2025」が発表されました。その中で「我が国に不利な国際ルール形成が進む懸念がある」と危機感が示されており、標準化・認証の取組の加速のために、①特定分野における国主導の戦略的標準化、②国内認証機関の強化、という二点の推進が必要とされています。詳細な資料はインターネットで公開されていますので、ぜひご一読ください。

上記の②については、経済安全保障の観点から、日本国内で評価・認証業務を行い、かなりの収益を得ている外国系機関に対して当社のような国内の機関と同様の税負担を求める議論につながることを期待しています。

趣味の日本蜜蜂も元気に巣の出入りを続けています。しかし、近所の路上でマムシがとぐろを巻いているところにほぼ毎晩でくわしているため、非常に困っています。

先週は韓国に出張しました。現地では DX が日本以上に進んでおり、バスの乗車もアプリでのチケット購入とスキャンで済ませる仕組みになっていました。かなり戸惑いましたが、親切な韓国の若者に助けられ、無事に仕事を終えて帰国することができました。

- ニュースレターの内容
  本誌は、EMC、安全、及び省エネ(EMC, Safety and Energy Conservation)分野に係わる、世界の主要機関・地域において実施され、かつ電気電子製品に適合が求められている規格/法規制に関連する情報をお届けします。
  重要情報を幅広く調査、収集、かつ、要約して掲載し、当該分野の最新情報、潮流をすばやく捉えていただけることが本誌の目標です。情報源を明示しますので、読者の皆様の関心の大きさに応じてさらに深掘りしていただくことができます。
  本誌の内容は、各国の規制・規格の対象製品の試験、認証、開発、管理に携わる方々にとり必読です。
  - 対象機関・地域: IEC 等国際機関、ならびに、FCC、UL を含む米国、EU、CENELEC、CEN を含む欧州、その他オセアニア及び日本を含むアジアの各地域
  - 情報源: 上記の対象機関・地域のウェブサイトもしくは情報サービス。また、ご協力の同意をいただいた日本国内及び米国・欧州・中国・韓国・台湾などの、当該分野の識者の方から提供された情報。
- 本誌購読のお申し込み方法
  コスモス・コーポレイション CS 部（カスタマーサービス部）まで ishii-keisuke@cosmos-corp.com
  Tel 0598-30-5225　　Fax 0598-30-5571
  - 発行：年間 11 回発行。各号 A4 版、46 ページ前後。
  - 価格：各号 2,000 円　(年間購読の場合　1 年 11,000 円)(消費税込)
- 本誌の内容案内、ご購読案内は、https://www.safetyweb.co.jp/services/other/publication/

本誌の記事が正確であるよう最大の努力を払っておりますが、間違いが含まれていることがあるかもしれません。本情報をご使用になられる場合はご自身でもう一度ご確認ください。

株式会社コスモス・コーポレイションは、下記ウェブサイトの運営体からそれぞれ個別の条件の下、Web情報の引用、転載につき許可をいただいております。翻訳転載された記事の著作権は原著作権者に属します。本誌掲載記事の無断転載を禁じます。本誌の複製、再配布は電子的なものを含み禁じます。

国際機関	IEC: International Electro technical Commission	国際電気標準会議
米州	A2LA: American Association for Laboratory Accreditation	米国試験所認定協会
	ANSI: American National Standards Institute	米国規格協会
	FCC: Federal Communications Commission	連邦通信委員会
	IEEE: Institute of Electric and Electronics Engineers	米国電気電子学会
	CSA: Canadian Standards Association	カナダ規格協会
欧州	CENELEC: European Committee for Electro technical Standardization	欧州電気技術標準化委員会
	ECO : European Communications Office	欧州通信オフィス
	ETSI: European Telecommunications Standards Institute	欧州電気通信標準協会
	EU/EC: European Union/European Commission	欧州連合/欧州委員会
オセアニア	ACMA: Australian Communications and Media Authority	オーストラリア通信/メディア局
	NZ: New Zealand Government Radio Spectrum Management	ニュージーランド政府 RSM
アジア	BSMI: Bureau of Standards, Metrology & Inspection	台湾経済部標準検験局
	CNS:Chinese National Standards Online Service	台湾中国国家規格検索システム
日本	METI: Ministry of Economy, Trade and Industry	経済産業省
	MIC: Ministry of Internal Affairs and Communications	総務省
	NPB: National Printing Bureau	独立行政法人国立印刷局
	VCCI: Voluntary Control Council for Interference	一般財団法人 VCCI 協会

Cosmos Corporation is granted the copyright authorization for the reproduction of the website information from the above listed organizations with each organization's conditions. Further use, modification, redistribution of the information on the Cosmos Newsletter on EMC & Safety is strictly prohibited.

コスモス ニュースレター EMC &安全 (Cosmos Newsletter on EMC & Safety) 2025-07-01 (No. 177)
発行所：　株式会社コスモス・コーポレイション　　本社・松阪事業所
住所: 〒515-1104 三重県松阪市桂瀬町 718 番地 1　　ホームページ: https://www.safetyweb.co.jp/
発行人：　濱口慶一　　編集担当：山中慎一

© 2025 株式会社コスモス・コーポレイション Cosmos Corporation
本誌の複製、再配布は電子的なものを含み禁じます。